

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年4月1日
(第211期)	至	2021年3月31日

ユニチカ株式会社

E00527

# 目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	5
3. 事業の内容	7
4. 関係会社の状況	9
5. 従業員の状況	11
第2 事業の状況	12
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	12
2. 事業等のリスク	14
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	16
4. 経営上の重要な契約等	21
5. 研究開発活動	22
第3 設備の状況	24
1. 設備投資等の概要	24
2. 主要な設備の状況	24
3. 設備の新設、除却等の計画	25
第4 提出会社の状況	26
1. 株式等の状況	26
(1) 株式の総数等	26
(2) 新株予約権等の状況	37
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	38
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	38
(5) 所有者別状況	39
(6) 大株主の状況	40
(7) 議決権の状況	42
2. 自己株式の取得等の状況	43
3. 配当政策	43
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	44
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	44
(2) 役員の状況	49
(3) 監査の状況	55
(4) 役員の報酬等	57
(5) 株式の保有状況	59
第5 経理の状況	62
1. 連結財務諸表等	63
(1) 連結財務諸表	63
(2) その他	99
2. 財務諸表等	100
(1) 財務諸表	100
(2) 主な資産及び負債の内容	111
(3) その他	111
第6 提出会社の株式事務の概要	112
第7 提出会社の参考情報	113
1. 提出会社の親会社等の情報	113
2. その他の参考情報	113
第二部 提出会社の保証会社等の情報	114

[監査報告書]

[内部統制報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【事業年度】	第211期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	ユニチカ株式会社
【英訳名】	UNITIKA LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上埜 修司
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6281-5721
【事務連絡者氏名】	経理部長 大西 正哲
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6281-5721
【事務連絡者氏名】	経理部長 大西 正哲
【縦覧に供する場所】	ユニチカ株式会社東京本社 (東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当社の東京本社は、金融商品取引法上の縦覧場所ではないが、投資家の便宜のため縦覧に供している。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第207期	第208期	第209期	第210期	第211期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	126,219	128,388	129,098	119,537	110,375
経常利益 (百万円)	10,483	9,972	7,093	3,153	5,381
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	7,389	8,081	5,232	△2,158	3,864
包括利益 (百万円)	8,103	8,280	4,302	△2,097	3,811
純資産額 (百万円)	45,264	40,729	41,352	38,933	41,192
総資産額 (百万円)	211,872	201,447	199,093	193,726	190,403
1株当たり純資産額 (円)	58.00	160.75	229.85	188.37	257.67
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	110.82	133.25	85.17	△43.01	61.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	57.47	89.40	52.81	—	30.85
自己資本比率 (%)	19.7	18.4	19.0	18.3	20.7
自己資本利益率 (%)	19.3	20.5	13.9	△5.9	10.3
株価収益率 (倍)	8.4	5.0	5.0	—	6.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	18,111	9,739	8,985	9,797	14,869
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,158	△3,231	△6,440	△10,192	△6,171
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△19,089	△17,207	△6,519	△3,482	△4,141
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	36,890	26,169	22,122	18,194	22,593
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	3,671 (790)	3,677 (688)	3,497 (578)	3,438 (507)	3,007 (447)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 第210期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

3. 株価収益率は、親会社株主に帰属する当期純損失の年度については記載していない。

4. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で併合を行っている。第207期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定している。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第209期の期首から適用しており、第208期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第207期	第208期	第209期	第210期	第211期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	79,040	81,112	80,322	76,150	69,978
経常利益 (百万円)	8,088	8,362	6,350	3,224	5,189
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	7,845	5,715	4,196	△2,075	3,265
資本金 (百万円)	100	100	100	100	100
発行済株式総数					
普通株式 (千株)	577,523	57,752	57,752	57,752	57,752
A種種類株式 (千株)	21	21	21	21	21
B種種類株式 (千株)	5	5	2	2	2
C種種類株式 (千株)	10	—	—	—	—
純資産額 (百万円)	46,236	39,007	39,406	37,008	40,088
総資産額 (百万円)	192,061	181,889	177,231	172,848	174,351
1株当たり純資産額 (円)	134.21	192.70	256.44	214.85	268.28
1株当たり配当額					
普通株式 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
A種種類株式 (円)	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00	12,000.00
B種種類株式 (円)	23,740.00	23,740.00	23,740.00	23,740.00	23,740.00
C種種類株式 (円)	60,000.00	—	—	—	—
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	118.75	92.21	67.20	△41.58	51.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	61.02	63.22	42.35	—	26.07
自己資本比率 (%)	24.1	21.4	22.2	21.4	23.0
自己資本利益率 (%)	18.4	13.4	10.7	△5.4	8.5
株価収益率 (倍)	7.8	7.2	6.3	—	8.1
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	1,112	1,141	1,174	1,358	1,378
(外、平均臨時雇用者数)	(235)	(202)	(176)	(182)	(173)
株主総利回り (%)	172.2	123.3	78.7	50.0	76.1
(比較指標：配当込みTOPIX (東証株価指数)) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	105	1,035	745	467	487
		(96)			
最低株価 (円)	51	611	415	198	250
		(77)			

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 当社は、2014年7月31日に第三者割当増資によりA種種類株式21,740株、B種種類株式5,759株及びC種種類株式10,000株を新規発行した。2017年6月30日付でC種種類株式のすべてを取得し、同日付で消却を完了した。また、2019年2月28日付でB種種類株式の一部を取得し、同日付で消却を完了した。

3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っている。第207期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及

び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定している。また、第208期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載し、( )内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載している。

4. 第210期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。
5. 株価収益率は、当期純損失の年度については記載していない。
6. 配当性向及び株主総利回りを算出する際、種類株式の配当額は含まれていない。
7. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものである。
8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）等を第209期の期首から適用しており、第208期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

## 2 【沿革】

年月	沿革
1889年6月19日	尼崎の有志と大阪財界の出資により有限責任尼崎紡績会社を創立（資本金50万円）
1890年12月	綿糸の製造を開始
1892年2月	大阪株式取引所に株式上場
1893年7月	商法施行に伴い尼崎紡績株式会社と改称
1909年5月	綿布の製造を開始
1918年6月	摂津紡績株式会社を合併し、大日本紡績株式会社と改称
1926年3月	日本レイヨン株式会社を設立し、レーヨン糸の製造を開始
1933年9月	羊毛紡績を開始
1949年5月	証券取引所再開により上場再開
1950年10月	ビニロン繊維の製造を開始
1955年10月	日本レイヨン株式会社はナイロン繊維の製造を開始
1958年12月	日本レイヨン株式会社は成型用ナイロン樹脂の製造を開始
1964年2月	日本レイヨン株式会社はポリエステル繊維の製造を開始
1964年4月	大日本紡績株式会社はニチボー株式会社と改称
1966年2月	日本レイヨン株式会社は日本エステル株式会社を設立し、ポリエステル繊維の製造を移管
1968年7月	日本レイヨン株式会社はナイロン2軸延伸フィルムの製造を開始
1969年10月	ニチボー株式会社、日本レイヨン株式会社が合併し、ユニチカ株式会社と改称
1969年10月	住宅、不動産事業に進出
1970年6月	水処理設備、焼却炉など公害防止事業に進出
1971年6月	ポリエステル不織布スパンボンドの製造を開始
1977年6月	ユニチカ化成株式会社、ユニチカレーヨン株式会社を設立し、ビニロン事業、レーヨン事業を分離
1982年9月	抗血栓性カテーテルの製造を開始し、医療品事業に進出
1984年4月	ユニチカウール株式会社を設立し、羊毛事業を分離
1985年6月	アモルファス金属繊維、活性炭繊維の製造を開始
1989年10月	ユニチカ化成株式会社、ユニチカレーヨン株式会社、ユニチカウール株式会社の繊維事業3社及びユニチカビルディング株式会社、株式会社ユニチカ京都ファミリーセンター、株式会社ユニチカオークタウン、ユニチカ興発株式会社の不動産賃貸業4社を吸収合併
1995年11月	インドネシア共和国西ジャワ州プカシ県にP. T. EMBLEM ASIAを設立
1997年4月	タイ王国パトゥンタニ県にTHAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTDを設立
1999年3月	ユニチカテキスタイル株式会社を設立し、綿・羊毛事業を分離
1999年10月	ユニチカファイバー株式会社を設立し、化合繊事業を分離
2002年5月	日本酢ビ・ポバール株式会社に酢ビ・ポバール事業を分割
2003年3月	ユニチカロジスティクス株式会社、ユニチカスパンボンドプロダクツ株式会社、ユニチカセントラルサービス株式会社を設立し、物流事業、不織布製造事業、福利厚生・不動産賃貸業務の一部を分離
2004年9月	ユニチカ宇治プロダクツ株式会社、ユニチカリアルティ株式会社を会社分割により設立し、樹脂及びフィルム製造事業、不動産管理業務の一部を分離
2005年4月	ユニチカグラスファイバー株式会社、株式会社ユニオンのガラス関連事業2社を吸収合併
2007年10月	ユニチカ宇治プロダクツ株式会社、ユニチカスパンボンドプロダクツ株式会社、株式会社ユニチカプロテック坂越の製造事業3社を吸収合併
2009年10月	ユニチカファイバー株式会社から産業資材事業を分割により承継
2010年1月	ユニチカビジネスサービス株式会社を吸収合併
2010年3月	保険事業を譲渡
2011年4月	水処理設備、焼却炉などを扱う環境プラント事業を譲渡
2012年5月	寺田紡績株式会社を株式交換により完全子会社化
2014年10月	ユニチカロジスティクス株式会社を吸収合併
2015年2月	株式会社ユニチカ京都ファミリーセンターの株式を譲渡

年月	沿革
2015年 3月	メデイカル事業、生活健康事業を譲渡
	ユニチカ赤穂開発株式会社の株式を譲渡
2015年 4月	ユニチカパークシャー株式会社の株式を譲渡
2015年 5月	ダイアボンド工業株式会社の株式を譲渡
2015年 6月	ユニチカ情報システム株式会社の株式を譲渡
	株式会社ユニチカ環境技術センターの株式を譲渡
2015年 9月	金属繊維事業を譲渡
2016年 3月	株式会社ユニチカエステートの株式を譲渡
2016年 4月	ユニモア株式会社を吸収合併
	ユニチカリアルティ株式会社を吸収合併
2020年 7月	株式会社コソフの株式を譲渡
2021年 1月	本店所在地を兵庫県尼崎市から大阪府大阪市に移転 ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ市にUNITIKA EUROPE GmbHを設立



### 3【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社29社及び関連会社2社で構成されている。

当社グループは、主に「高分子事業」、「機能資材事業」及び「繊維事業」の3分野にわたり事業活動を営んでいる。その主な事業内容と、当社グループを構成している主要各社の当該事業に係る位置付けは、概ね次のとおりとなっている。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に掲げるセグメント情報の区分と同一である。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更している。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりである。

**高分子事業**：当社は、ナイロンフィルム、ポリエステルフィルム、ナイロン樹脂、ポリエステル樹脂、ポリアリレート樹脂の製造・販売を行っている。

連結子会社である日本エステル㈱はエステル製品を製造し、当社グループに供給している。連結子会社であるテラボウ㈱はプラスチック・化成品の加工・販売を行っている。また、海外の連結子会社であるP. T. EMBLEM ASIAはフィルムの製造・販売を行っており、UNITIKA AMERICA CORPORATION、UNITIKA (HONG KONG) LTD. 及び尤尼吉可 (上海) 貿易有限公司は、高分子事業の商事部門として、当社グループの高分子製品の販売に関わっている。

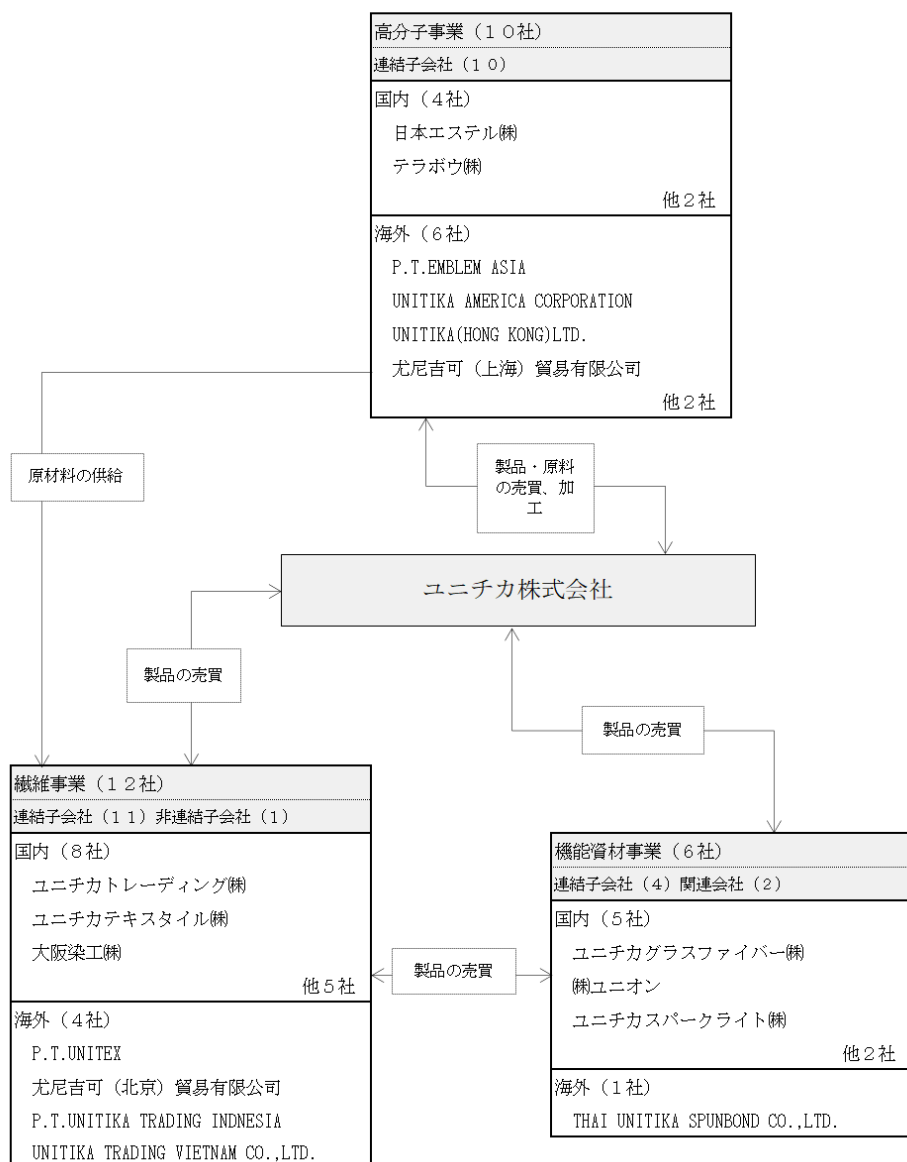
**機能資材事業**：当社は、ガラス繊維製品及びガラスビーズの販売を行っており、また、活性炭繊維、ポリエステル不織布、コットン不織布、生分解性材料、ポリエステル繊維の製造・販売を行っている。

連結子会社であるユニチカグラスファイバー㈱はガラス繊維製品の製造、㈱ユニオンはガラスビーズの製造、ユニチカスパークライト㈱は反射材の製造・販売を行っている。また、海外の連結子会社であるTHAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD. は、不織布の製造・販売を行っている。

**繊維事業**：当社は、繊維二次製品の販売を行っている。

連結子会社であるユニチカテキスタイル㈱は各種繊維 (糸・綿・織物等) の製造を行っており、同じく連結子会社であるユニチカトレーディング㈱は、ユニチカテキスタイル㈱から素材の供給を受け、これらの製品を販売している。またユニチカトレーディング㈱は、連結子会社である大阪染工㈱に対して織編物の染色・整理加工を委託し、これらの製品を販売している。海外の連結子会社であるP. T. UNITEXは紡績糸の製造・販売を行っており、ユニチカトレーディング㈱にも製品を供給している。同じく海外の連結子会社である尤尼吉可 (北京) 貿易有限公司、P. T. UNITIKA TRADING INDONESIA、UNITIKA TRADING VIETNAM CO., LTD. は繊維事業の商事部門として当社グループの繊維製品の販売に関わっている。

以上に述べた事業の概略図は、次のとおりである。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任等	資金援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
(連結子会社) 日本エステル㈱ (注) 2	大阪市 中央区	4,000	高分子	85.0	有	無	同社製品の 購入	有
ユニチカトレーディン グ㈱ (注) 2、6	大阪市 中央区	2,500	繊維	100.0	有	無	製品の売買	有
ユニチカテキスタイル ㈱ (注) 2、5	岡山県 総社市	50	繊維	100.0	有	有	特になし	無
ユニチカ設備技術㈱ (注) 2、5	京都府 宇治市	100	その他	100.0	無	有	工場設備の 設計、施工 及び設備保 全等	有
ユニチカメイト㈱ (注) 2、3	大阪市 中央区	100	繊維	100.0 (100.0)	無	有	特になし	無
大阪染工㈱ (注) 2	大阪府 三島郡	90	繊維	100.0	有	有	特になし	無
ユニチカスピニング㈱ (注) 2、3	長崎県 松浦市	90	繊維	100.0 (100.0)	無	無	特になし	有
テラボウ㈱ (注) 2	大阪府 貝塚市	90	高分子	100.0	有	無	製品の売 買、当社製 品の加工	無
ユニチカグラスファイ バー㈱ (注) 2	京都府 宇治市	90	機能資材	100.0	有	有	同社製品の 購入	有
㈱ユニオン (注) 2	大阪府 枚方市	90	機能資材	100.0	無	無	同社製品の 購入	無
㈱ユニチカテクノス (注) 2	京都府 宇治市	80	高分子	100.0	有	無	当社製品の 販売	有
ユーシーエス㈱ (注) 2	京都府 久世郡	50	高分子	60.0	無	無	当社製品の 加工	無
ユニチカスパークライ ト㈱ (注) 2	京都府 南丹市	40	機能資材	100.0	無	有	製品の売買	無
㈱上條精機 (注) 2	京都府 宇治市	30	繊維	100.0	無	無	同社製品の 購入	無
P. T. EMBLEM ASIA (注) 2	インドネ シア	千USD 41,190	高分子	86.5	有	有	製品の売買	無
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD. (注) 2、3	タイ	百万THB 631	機能資材	94.6 (5.9)	無	有	製品の売買	無
UNITIKA AMERICA CORPORATION (注) 2	アメリカ	千USD 648	高分子	100.0	有	有	当社製品の 販売	無

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任等	資金援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
UNITIKA (HONG KONG) LTD. (注) 2	中国	百万HKD 18.8	高分子	100.0	有	無	当社製品の 販売	無
尤尼吉可(上海)貿易 有限公司 (注) 2	中国	百万CNY 9.4	高分子	100.0	有	無	当社製品の 販売	無
UNITIKA DO BRASIL INDUSTRIA TEXTIL LTD.A. (注) 2	ブラジル	千BRL 1,500	その他	100.0	無	有	特になし	無
BRAZCOT LTDA. (注) 2	ブラジル	千BRL 100	その他	100.0	無	無	特になし	無
尤尼吉可(北京)貿易 有限公司 (注) 2、3	中国	百万CNY 2.8	繊維	100.0 (100.0)	無	無	特になし	無
P. T. UNITEX (注) 2、5	インドネ シア	千USD 8,821	繊維	81.4	有	有	特になし	無
UNITIKA TRADING VIETNAM CO., LTD. (注) 2、3	ベトナム	百万VND 7,573	繊維	100.0 (100.0)	無	無	特になし	無
PT. UNITIKA TRADING INDONESIA (注) 2、3	インドネ シア	千USD 1,250	繊維	100.0 (99.8)	無	無	特になし	無
UNITIKA ADVANCE (THAILAND) CO., LTD. (注) 2、3	タイ	百万THB 45	高分子	90.0 (30.0)	無	有	製品の売買	無
UNITIKA EUROPE GmbH (注) 2	ドイツ	千EURO 834	高分子	100.0	有	無	特になし	無
その他 1社								
(持分法適用関連会 社) 2社								

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載している。  
2. 特定子会社に該当する。  
3. 議決権の所有割合の( )は、間接所有割合で内数である。  
4. 上記各社は、有価証券届出書または有価証券報告書を提出していない。  
5. 上記のうち、重要な債務超過会社はユニチカ設備技術㈱、ユニチカテキスタイル㈱及びP. T. UNITEXである。  
債務超過額は、ユニチカ設備技術㈱5,021百万円、ユニチカテキスタイル㈱3,962百万円及び  
P. T. UNITEX3,592百万円である。  
6. 上記のうち、ユニチカトレーディング㈱は連結売上高に占める売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の割合が10%を超えている。主要な損益情報等は以下のとおりである。

ユニチカトレーディング㈱

売上高	35,522百万円	経常利益	484百万円	当期純利益	315百万円
純資産額	9,958百万円	総資産額	17,570百万円		

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
高分子事業	1,092	(108)
機能資材事業	734	(100)
繊維事業	632	(163)
報告セグメント計	2,458	(371)
その他	11	(0)
全社（共通）	538	(76)
合計	3,007	(447)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載している。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員（165人）を除いている。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものである。
4. 当連結会計年度末の従業員は、構造改革の実施や事業譲渡等に伴い、前連結会計年度末と比べ431名減少し、3,007名となっている。

### (2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,378 (173)	41.0	18.1	5,583,214

セグメントの名称	従業員数（人）	
高分子事業	489	(46)
機能資材事業	351	(49)
繊維事業	—	(2)
報告セグメント計	840	(97)
その他	—	(—)
全社（共通）	538	(76)
合計	1,378	(173)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載している。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員（40人）を除いている。
3. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでいる。
4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものである。

### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、ユニチカ労働組合と称し、UAゼンセンに加盟している。  
労働組合と会社との関係は円満であり、特記すべき事項はない。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

#### (1) 経営方針

当社グループは、2020年5月に、2030年近傍を見据えた目指す姿である長期ビジョン『G－STEP30（ジーステップ・サーティ）』、及び3か年の中期経営計画『G－STEP30 1st（ジーステップ・サーティ ～ファースト）』を策定した。長期ビジョン『G－STEP30』は、前中期経営計画で掲げた「3つのG Growth：事業成長戦略の推進、Global：グローバル事業展開の強化・推進、Governance：グループガバナンスの強化」を継続的なテーマとして、長期展望にてステップを踏みながら目指す姿の実現に取り組む。

ユニチカグループの経営理念である「暮らしと技術を結ぶことによって社会に貢献する」を基本とし、目指す姿としては「お客様から選ばれ続ける企業」とした。

2020年度を初年度とする中期経営計画『G－STEP30 1st』は、「強固な事業ポートフォリオの構築」「グローバル事業展開の推進」「社内風土・意識改革」を計画の骨子としている。当社グループは、各施策を確実に実行し、持続的成長へ向けた企業経営基盤を強化し、新中期経営計画最終年度は、売上高1,470億円、営業利益110億円を目指す。

#### (2) 経営環境及び対処すべき課題等

高分子事業セグメントのフィルム事業では、包装分野は「エンブレムHG」などの高付加価値品の拡販や、非食品用途での販売拡大に注力するとともに、ケミカルリサイクルによる環境配慮型素材であるナイロンフィルム「エンブレムCE」及びポリエステルフィルム「エンブレットCE」の拡販を進める。工業分野は「ユニピール」などの高付加価値品の拡販を進め、耐熱性ポリアミドフィルム「ユニアミド」は、新規用途展開を進める。さらに、ナイロンフィルムについては、生産能力の増強を進めるインドネシア子会社のP.T. EMBLEM ASIA（エンブレムアジア）を中心に、グローバル展開を推進し、高付加価値品も含めた拡販体制を整える。樹脂事業では、エンジニアリングプラスチック製品は、世界的に供給不足が続いている6Tナイロン、66ナイロンの代替素材として「ナノコンポジットナイロン」や「ゼコット」の拡販に注力するとともに、高付加価値品の販売を強化し、海外展開を進める。また、「Uポリマー」は、北米や中国向けに拡販を進める。

機能資材事業セグメントの活性炭繊維事業は、浄水器用途は、フィルターの高性能化を進めるとともに、北米や欧州での拡販に注力する。VOC除去用途は、更なるグローバル展開を進め、臭気対策品等のニーズに対応した製品展開を進める。ガラス繊維事業では、産業資材分野は、環境関連用途と電気電子分野関連資材用途の販売強化に注力し、透明不燃シートは建築用途のみならず、新規用途への展開を進める。電子材料分野のICクロスは、超薄物タイプのシェア拡大に加え、低熱膨張タイプなどの高付加価値品の拡販を進める。ガラスビーズ事業では、道路用途は路面標示用を中心に拡販を進め、工業用途では高付加価値品へのシフトにより、収益性の向上に努める。不織布事業では、産業資材を中心に高付加価値品へのシフト、新規用途への展開や新規需要の取り込みを図るとともに、コストダウン施策を推進する。また、タイ子会社のTHAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.（タスコ）を中心に、欧米、アジアへの拡販に注力する。産業繊維事業では、短繊維は、強みのある技術を活かし、バインダー繊維を主力とした二成分素材の拡販に注力する。ポリエステル高強力糸は、建築土木用途での新商品の展開を進める。また、中空糸膜の拡販に努めるほか、環境配慮型素材としてモノマテリアルや生分解性素材などの開発・上市を進める。

繊維事業セグメントの衣料繊維事業は、使用済みPETボトルなどを使用した独自のポリエステル素材「エコフレンドリー」やバイオマス素材「キャストロン」などの環境配慮型素材の販売を拡大する。また、デジタル化対応や自然災害対応等の市場動向にマッチした新規事業の立ち上げを推進するとともに、他社とのアライアンス戦略による事業強化に努め、収益力を高める。

研究開発については、当社グループが保有する高分子重合、材料設計、高分子加工などのコア技術を発展・深化させるとともに、独自の構造制御技術などを強化し、次世代フィルム、高機能樹脂、高機能不織布など成長を牽引する製品開発を加速する。特に中空糸膜については“環境貢献型の素材”として様々な分野で事業拡大を推進する。

#### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中、感染再拡大による経済活動抑制や市況悪化などによる影響が想定されるが、当社グループ全体において、生産性向上に向けた体制を着実に構築することにより利益確保に努める。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を軽減することを課題とし、国内外の拠点において、グループ従業員及び関係者の安全、健康に十二分に配慮して業務を実施し、社会で必要とされる当社の製品やサービスを安定的に供給していく。

財務体質の健全化については、在庫削減等の運転資金の効率化に努め、今後も着実に、自己資本の蓄積、有利子負債の削減を進める。

社内風土・意識改革については、品質保証を含めたコンプライアンスや規範意識の理解浸透に徹底して取り組む。

また、長期ビジョン、中期経営計画双方での当社の基本姿勢である“環境との共生”については、事業活動における環境負荷低減に努めることに加えて、SDGsへの全社的な取り組みを推進するとともに、地球環境及び社会ニーズに応える環境配慮型素材の開発や環境対応ビジネスの強化を推進し、サステナブル社会の実現に積極的に貢献していく。さらに、企業の持続的成長には、人材の確保、育成・強化が欠かせないとの考えから、多様な人材を惹きつける柔軟な働き方や働きがいのある職場づくりなどの取り組みをより一層進めていく。

#### (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標

当社グループは、事業活動の成果を示す売上高、営業利益、当期純利益を重視している。また、財務体質強化の観点からは、自己資本比率向上、有利子負債の削減を念頭に置くとともに、キャッシュ・フローについても重要視し、重点管理している。

## 2【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下のようなものがある。なお、当社グループはこれらのリスクが発生する可能性を認識した上で、発生の回避やその影響を最小限に止めるなどの事前対応、または発生した場合の事後対応に努めるものとしている。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものである。

### (1) 法令等の順守に関するもの

当社グループが事業を遂行していく上で、取引先や第三者との間で訴訟等が発生し、当社グループの業績又は財政状況に重大な影響を及ぼす可能性がある。

なお、当社が、愛知県豊橋市（以下「豊橋市」）から1951年に譲り受けた工業用地を第三者に売却したことは、用地の譲り受けた際の契約に違反するとして、豊橋市住民が豊橋市長に対し、当社に対して損害賠償の支払等を請求するように求めていた訴訟（当社は補助参加人として参加）について、最高裁判所第三小法廷決定により、名古屋高等裁判所の判決が確定した。当判決に従い、2,609百万円の損害賠償金及び遅延損害金を支払った。

### (2) 財務報告に関するもの

当社グループでは、不正な会計処理等により適切な財務報告がなされないリスクが発生する可能性がある。当該リスクが顕在化した場合には、当社グループの信用の失墜及びそれに伴う売上高の減少や損害賠償費用の発生等により、当社グループの業績又は財政状況に重大な影響を及ぼす可能性がある。

### (3) 製品の安全・品質保証に関するもの

当社グループは製品の品質管理に万全を期し、製品の欠陥等の発生を未然に防止している。また、万が一の製品事故に備えた損害保険に加入している。しかしながら、予測できない原因により製品に重大な欠陥が発生した場合、回収費用、社会的信用の毀損、多大な補償・訴訟費用、賠償費用の負担などにより、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

### (4) 情報システムに関するもの

当社グループでは、情報管理に関する規程等を整備し、厳正な情報管理に努めている。従業員、業務委託先又はその他の者による不正なアクセス等により、今後、仮に当社が保有する個人情報やその他重要な情報が外部に漏えい等した場合には、損害賠償請求や行政調査、指導又は処分を受ける可能性があり、また、かかる事案に対応するための時間及び費用が生じること、当社グループの社会的信用が毀損すること等により、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性がある。

### (5) 災害・事故等に関するもの

当社グループにおいて、合繊原料など化学物質を取り扱う工場を中心として、万一、甚大な事故災害が発生した場合は、それに伴って生じる社会的信用の低下、補償などの対策費用、生産活動の停止による機会損失などによって、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

なお、2019年1月8日に当社の宇治事業所において火災が発生し、ナイロン重合設備の一部が焼損した。当社は再発防止策の徹底に努めていく。

### (6) その他ユニチカグループの業務遂行に関するもの

#### ①原燃料価格の変動にかかるもの

当社グループにおいて、高分子事業及び合成繊維事業にて取り扱う製品は、主としてナフサから精製される化学原料を加工したものである。また事業所などで使用される重油、天然ガスなどの原料も含めて、石化原料の購入価格の変動をタイムリーに製品価格への転嫁や生産性向上などの内部努力により吸収することができず、十分なスプレッドを確保できなかった場合は、各原燃料価格の変動が当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

#### ②為替・金利レートの変動にかかるもの

当社グループの海外事業については、円建ての取引を基本としているが、現地通貨建てにて取引を行う項目に関しては、換算時の為替レートにより円換算後の価値が影響を受ける場合がある。これら為替レートの変動が生じた場合、円換算後の売上高やコストへの影響が生じ、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、金利変動によるリスクについては、為替変動と同様に当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。



③海外事業にかかるもの

当社グループは中国、香港、インドネシア、タイなどの東アジア、欧米並びに南米などの地域において事業展開を図っているが、特に中国、東南アジアを中心として、次のようなりスクがある。これら事象が発生した場合は、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

- ・ 予期し得ない法律や規制、税制等の変更
- ・ 不利な政治的要因の発生
- ・ テロ、戦争などによる政治的、社会的混乱
- ・ 疫病などの流行

④貸し倒れにかかるもの

当社グループの取引先の信用不安によって予期せぬ貸し倒れが顕在化し、それに伴う追加の損失や引当の計上が必要となる場合は、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

⑤固定資産の減損にかかるもの

当社グループでは、さまざまな有形固定資産や無形資産を保有している。これらの資産は、固定資産の減損に係る会計基準等に従い、保有資産の将来キャッシュ・フロー等を算定し減損損失の認識・測定を行っている。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定については慎重に検討しているが、事業環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、固定資産の減損損失を計上することも予測され、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

⑥新型コロナウイルス感染症にかかるもの

当社グループにおける生産に関しては、様々な感染防止対策の実施が成果を発揮し、国内拠点、海外拠点ともに操業への大きな影響もなく操業を継続することが出来ている。しかしながら、新型コロナウイルスの収束の時期は不透明であり、事業活動への影響が現時点では予測できない状況となっている。感染症の拡大の影響により、売上高の減少や減産による操業率の低下、また、当社グループ従業員の感染者発生などによる生産の一時停止など、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

⑦その他の主な変動要因にかかるもの

上記の他、事故、地震・台風・竜巻などの自然災害が、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性がある。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりである。

##### ①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景気が急速に悪化し、その後は、感染拡大防止に配慮しつつ経済活動は緩やかに再開されたが、冬期に入り感染の再拡大を受けて減速感が強まった。世界経済も、北半球が冬期に入ると感染ペースが再加速し、ワクチン接種開始など収束に向けた期待も高まる一方で、変異株の感染拡大により防疫措置が強化されるなど、収束が見通せず景気低迷の長期化が懸念され、先行き不透明な状況で推移した。

このような状況の下、当社グループは、昨年5月に公表した新中期経営計画「G-STEP301st（ジーステップ・サーティ 〜ファースト）」に掲げる成長ステージに向けた基盤強化を最優先とした基本方針である、強固な事業ポートフォリオの構築、グローバル化の推進、社内風土・意識改革の実現に努めてきた。

この結果、当連結会計年度の売上高は110,375百万円（前期比7.7%減）となった。営業利益は6,018百万円（同10.1%増）となり、経常利益は5,381百万円（同70.6%増）となった。また、2019年1月に発生した宇治事業所の火災事故の受取保険金3,676百万円を特別利益に計上したこと、連結子会社の大阪染工株式会社及び産業繊維事業の事業用資産に対して減損損失3,397百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は3,864百万円（前期は2,158百万円の損失）となった。

事業セグメント別の経営成績は次のとおりである。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較している。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）1. 報告セグメントの概要」に記載している。

##### [高分子事業セグメント]

高分子事業セグメントは、宇治事業所の火災事故の復旧は順調に進んだが、新型コロナウイルス感染症拡大により、自動車用途や電気電子用途などの産業分野において販売が影響を受けた。

フィルム事業では、包装分野は、外出自粛の影響により、コンビニエンスストア向け商品や土産菓子用途などは低調であったが、巣ごもり需要による食品分野などの一時的な販売増加もあり、底堅く推移した。また、バリアナイロンフィルム「エンブレムHG」などの高付加価値品は国内外で順調に売上を伸ばした。工業分野は、半導体分野は堅調に推移し、高付加価値品では、シリコンフリー離型ポリエステルフィルム「ユニピール」は堅調に推移した一方で、耐熱性ポリアミドフィルム「ユニアミド」の販売は減少した。この結果、事業全体で減収、利益は横ばいとなった。

樹脂事業では、ナイロン樹脂は、電気電子用途や建材、生活雑貨など幅広い用途で販売が減少した。自動車用途は、生産台数減少の影響を受けたが、年度後半から回復した。ポリアリレート樹脂「Uポリマー」は、情報端末機器用途や事務機器用途、生活用品用途に加え、海外販売も苦戦した。機能樹脂の各素材も、消費活動や生産活動の停滞の影響を受け、販売が減少した。この結果、事業全体で減収減益となった。

以上の結果、高分子事業セグメントは減収減益となり、売上高は41,436百万円（前期比9.3%減）、営業利益は5,682百万円（同0.7%減）となった。

##### [機能資材事業セグメント]

機能資材事業セグメントは、新型コロナウイルス感染症拡大により、医療用ガウンや一部の衛生材向けの販売は伸長したが、自動車、建築土木など多くの用途で販売が影響を受けた。

活性炭繊維事業では、環境関連用途では、電子産業関連の好調を受け、堅調に推移したが、主力の浄水器用途は、住宅設備関連用途に加え、業務用の販売が減少し、VOC除去用途も低調であった。

ガラス繊維事業では、産業資材分野は、設備投資の抑制や工事物件の延期及び中止に伴い、テント、シート等の建築土木用途の販売が苦戦した。自動車用途及び環境関連用途は、年度後半から回復した。電子材料分野のICクロスは、情報端末機器関連用途で超薄物や低熱膨張タイプなどの高付加価値品の販売が好調であった。また、パソコンやサーバー向けの半導体用途も好調であった。

ガラスビーズ事業では、工業用途は、自動車を中心とする機械部品関連の需要減少の影響を受け販売が減少し、反射材用途及び道路用途も低調に推移した。

不織布事業では、建築土木用途を中心に産業資材用途、自動車用途、国内のスキンケア用途が低調に推移した。一方で、生活資材用途は医療用ガウンや除菌シートなどが伸長し、好調に推移した。

産業繊維事業では、短繊維は、建材用途や自動車用途では低調に推移する一方で、生活資材用途はコロナ影響による一時的な需要増加も見られ、産業資材用途も堅調に推移した。ポリエステル高強力糸は、建築土木用途で、工事延期及び休止等の影響を受け販売が大きく減少した。

以上の結果、機能資材事業セグメントは減収増益となり、売上高は29,628百万円（同8.4%減）、営業利益は792百万円（前期は4百万円の利益）となった。

#### [繊維事業セグメント]

衣料繊維事業では、新型コロナウイルス感染症拡大により、医療用ガウン及び感染防護服用途の販売が大きく増加した。一方で、主力のユニフォーム分野は、サービス・オフィス関連などを中心に需要が低迷し、レディス・スポーツ等の分野も低調となり、全般的に厳しい状況で推移した。

以上の結果、繊維事業セグメントは減収減益となり、売上高は39,278百万円（前期比5.0%減）、営業損失は368百万円（前期は8百万円の利益）となった。

#### [その他]

その他の事業については、売上高は31百万円（前期比77.1%減）、営業損失は78百万円（前期は289百万円の損失）となった。

#### ②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ4,399百万円増加し、22,593百万円となった。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりである。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の減少や訴訟に対する賠償金等の支払があったが、たな卸資産の減少や宇治事業所の火災事故に係る保険金の受取などにより、14,869百万円の資金の増加（前期比51.8%増）となった。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資に伴う支出などにより、6,171百万円の資金の減少（前期は10,192百万円の資金の減少）となった。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済などにより、4,141百万円の資金の減少（前期は3,482百万円の資金の減少）となった。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループの生産活動の大半は、当社、日本エステル(株)、ユニチカテキスタイル(株)、ユニチカグラスファイバー(株)、(株)ユニオン、P. T. EMBLEM ASIA及びTHAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD. で行われているため、これらの会社の実績により記載している。

セグメントの名称	金額 (百万円)	前期比 (%)
高分子事業	36,854	△7.4
機能資材事業	22,559	△7.9
繊維事業	628	△20.3
報告セグメント計	60,042	△7.7
その他	—	—
合計	60,042	△7.7

(注) 1. 生産高を明確に表示するため、外注生産高を含む総生産高で記載している。

2. 上記の金額には消費税等は含まれていない。

b. 受注実績

当社グループは主として見込生産を行っている。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	金額 (百万円)	前期比 (%)
高分子事業	41,436	△9.3
機能資材事業	29,628	△8.4
繊維事業	39,278	△5.0
報告セグメント計	110,343	△7.6
その他	31	△77.1
合計	110,375	△7.7

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれていない。

2. 販売実績が総販売実績の10%以上の相手先はない。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものである。

### ①当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

#### イ. 経営成績及び財政状態の分析

##### a. 売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ9,161百万円(7.7%)減収の110,375百万円となった。新型コロナウイルス感染症拡大による生産減少や市況悪化の影響を受けた。特に、高分子事業セグメント及び機能資材事業セグメントの自動車用途や建築土木用途、繊維事業セグメントの販売が減少したことなどにより、全体の売上が減少したためである。

##### b. 営業利益

当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度に比べ551百万円(10.1%)増益の6,018百万円となった。売上高の減少がマイナス要因となった一方で、原燃料価格が比較的低位に推移したことやコスト削減等のプラス効果により、全体では増益となった。

##### c. 営業外損益と経常利益

当連結会計年度の営業外損益については、為替の影響の好転などにより、営業外収益は、459百万円(87.4%)増加の985百万円となり、営業外費用は、1,217百万円(42.9%)減少の1,622百万円となった。これらの要因と、営業利益段階での増益により、当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ2,227百万円(70.6%)増益の5,381百万円となった。

##### d. 特別損益

当連結会計年度の特別損益については、特別利益は、2019年に発生した宇治事業所での火災に伴う受取保険金などの計上により、前連結会計年度に比べ4,526百万円増加の4,610百万円となった。特別損失は、機能資材事業セグメントや繊維事業セグメントでの減損損失の計上などにより、前連結会計年度に比べ354百万円(7.1%)増加し5,321百万円となった。

##### e. 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株式に帰属する当期純利益については、営業利益段階での増益や特別利益の増加などが影響し、前連結会計年度に比べ、6,022百万円増加の3,864百万円の当期純利益となった。

##### f. 総資産

総資産は、前連結会計年度末に比べ3,323百万円減少し、190,403百万円となった。これは、主として、たな卸資産が減少したことや、繊維事業セグメントの連結子会社での固定資産及び機能資材事業セグメントの産業繊維事業での固定資産について減損損失などを計上したことなどによるものである。負債は、前連結会計年度末に比べ5,581百万円減少し、149,211百万円となった、これは、主として有利子負債が減少したことによるものである。純資産は、前連結会計年度末に比べ2,259百万円増加し、41,192百万円となった。これは、主として、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことなどによるものである。

#### ロ. セグメントごとの経営成績等の状況に関する認識及び分析

当連結会計年度の事業セグメント別の経営成績については、「3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりである。

#### ハ. 資本の財源及び資金の流動性について

##### a. キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フロー分析については、「3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりである。

b. 契約債務

2021年3月31日現在の契約債務の概要は以下のとおりである。

契約債務	年度別要支払額（百万円）				
	合計	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
短期借入金	2,130	2,130	—	—	—
長期借入金	94,667	2,664	91,946	17	38
リース債務	378	153	112	77	35

c. 財務政策

当社グループは、運転資金及び設備資金については、内部資金または借入により資金調達することとしている。また、運転資金の効率的な調達を行うため、当社と取引銀行1行との間で5,000百万円のコミットメントライン契約を締結し、資金の流動性を確保している。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はない。

財務体質健全化については、在庫削減等による運転資金の効率化によって有利子負債の圧縮に努めている。

②重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されている。この作成においては、経営者による会計方針の選択と適用を前提とし、資産・負債及び収益・費用の金額に影響を与える見積りを必要としている。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や将来における発生の可能性等を勘案し合理的に判断しているが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合がある。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載している。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)に記載のとおりである。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

合併関係

契約会社	相手先	対象国	契約内容	契約締結年月日 (有効期間)
当社	PT. GRAHA UPAYA MANDIRI 丸紅株式会社	インドネ シア	左記2社との共同出資によるナイロン 6同時二軸延伸フィルム製造販売会社 設立 資本金10,000千USD 当社出資比率60.00% (提出日現在：資本金41,190千USD 当社出資比率86.46%) (1995年11月15日P. T. EMBLEM ASIA設 立)	1995年5月29日 (契約発効後、合併会 社の存続する期間)

## 5 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、長年にわたり蓄積してきた技術力を基盤とし、新技術の開発、応用を進めて、多様化する社会のニーズに応える商品開発を図り、もって事業基盤の強化と新規事業の拡大を行うことを目標としている。

当連結会計年度の研究開発費は3,639百万円であり、この中には中央研究所で行っている全社共通テーマの各事業部門に配賦できない費用1,124百万円が含まれている。

### (1) 高分子事業セグメント

フィルム事業では、高付加価値品の展開および拡大を推進している。高耐熱性ポリアミドフィルム「ユニアミド」は、耐熱性と溶融加工性が評価されポリイミドフィルムの代替としてモバイル機器向けの採用が増加し、販売量は着実に増加している。また、顧客からの様々な要望に応えるため、新たな生産設備の投資を意思決定した。2021年8月より工事に着手し、2023年1月に稼働を見込んでいる。これにより、生産能力の向上と多品種対応が可能となり、今後はFPC（フレキシブルプリント基板）および関連基材や、耐熱性と無色透明性、優れた衝撃吸収性能などの特長を活かした用途への展開を進めていく。シリコンフリー離型PETフィルム「ユニピール」は、年々、高まる高品位化への要望に対応することで、銘柄も増加し、着実に販売量が拡大している。また、高粗度PETフィルム「エンブレットPTH、PTH A」の性能が国内だけでなく、海外まで認められて、販売量が拡大している。柔軟性のある有機系バリア層をナイロンフィルムに積層した新規バリアナイロンフィルム「エンブレムHG」もボイル・レトルト用途に対する高いガスバリア性能と食品の色目保持効果が格段に高いことから、漬物、惣菜、農産加工品を中心に国内だけでなく、海外でも採用が拡大し、ユニチカバリアフィルム商品群の主力銘柄に成長した。また、ユニチカを代表するバリアフィルム、「エンブレムDCR」の新銘柄として、バリア性と低温での耐ピンホール性をさらに向上させた「エンブレムDCR-25(K)」を上市し、好評を得ている。さらに、昨今の環境問題への意識の高まりの中、循環社会による持続可能な成長社会を目指す「Circular Economy:CE循環経済」の考えに基づいて、当社の重合設備にてケミカルリサイクルし、再生した樹脂を使用したフィルム「エンブレムCE」と「エンブレットCE」を上市した。ケミカルリサイクルとマテリアルリサイクルを併用することで、機械物性、印刷適性などを損ねることなく、再生材料の利用比率を高めることができた。

樹脂事業では、当社固有のエンジニアリングプラスチックであるポリアリレート樹脂「Uポリマー」（Tシリーズ含む）については、その広い温度域における性能、寸法の安定性から、スマートフォン、タブレット用途などのほか、自動車用ランプ用途で引き続き販売を継続しているほか、新たに開発した溶剤可溶タイプのポリアリレート樹脂「ユニファイナー」Vシリーズの引き合いが増えており、優れた耐熱性と電気特性から、多用途で評価が進んでおり、早期実績化を目指している。ポリアリレート樹脂の旺盛な需要に応えるため行っていた増産工事が2018年12月に完了し、生産能力20%アップを実現した。高耐熱性ポリアミド樹脂である「ゼコット」は電気・電子用途のほか、摺動用途でも採用が進んでいる。オレフィン系エマルジョンである「アローベース」は包装材料などの接着層、コーティング層として拡大しているほか、金属と樹脂といった異種材料の接着に効果が認められ引き合いが増加している。また、ナノ多孔膜を形成することができるポリイミドワニスについては、リチウムイオン電池の熱暴走を防ぐ新たな技術として高い関心が寄せられ、ユーザーでの評価が続いている。ナノコンについては、メタリック着色、ピアノブラック着色等の高外観グレードで、家電関係や自動車関係に採用が増えており、特に注目度の高い欧州での自動車内装材への採用が始まった。中央研究所発の新素材である「セルロースナノファイバー配合ナイロン6」は、重合工程でセルロースナノファイバーを樹脂中にナノレベルで均一に分散させる独自の製造方法により得られる。この樹脂は、発泡成形すると気泡の大きさが均一になる特色があり、「樹脂化」、「軽量化」のキーワードで注目を浴びている。また、通常のフィラー配合樹脂では発現しない特性も確認されており、高機能化樹脂としての用途開発を推進している。

バイオマスプラスチック事業では、バイオマスプラスチックの普及に向けた研究開発を引き続き進めている。前述した「ゼコット」は、スーパーエンジニアリングプラスチックでありながらバイオマスを原料とした樹脂であり、ポリ乳酸を用いた環境素材「テラマック」とともに、ユニチカの高い環境意識を象徴した製品としての役割も期待されている。用途開発においては、それぞれの特性をユーザーのニーズと一致させることに注力しており、「ゼコット」の電気、自動車用途への適用に加えて、「テラマック」については後述の3Dプリンター用フィラメントなど、その成果を示す例が出てきている。さらに、グループ内の全事業における技術開発に関わる支援および技術企画を担う技術開発本部内に、サステナブル推進グループを2019年5月に新設し、当該グループを2020年7月にはサステナブル推進室に昇格させ、環境配慮型素材の開発を全社的に推し進めていく体制を整えた。

当事業セグメントに係る研究開発費は1,524百万円である。

### (2) 機能資材事業セグメント

ガラス繊維事業では、産業資材用途で顧客ニーズに応えたガラスクロス及びそれら処理加工品の製品開発を進め、ユーザーから好評価を得ている。また、電子材料用途では、超薄クロスの生産技術革新に取り組むとともに、高性能な新規ICクロスも開発中である。



活性炭繊維事業では、液相分野においては、浄水器用及び工業フィルター用の高性能化とコストダウンにより国内外での競争力の強化を図っている。また、気相分野においては、自動車用に加え、空気清浄機やマスクなど、空気脱臭用の高性能化とコストダウンにより海外展開を進めていく。

ガラスビーズ事業では、粒度分布をシャープにコントロールした「高精度ユニビーズ」について、半導体や電気・電子材料分野向けを中心とした新規ユーザー獲得に向け、さらなる技術改良・開発に取り組んでいる。また、従来製品にはない新規ガラス材料を素材とする球状製品について、ユーザーからのニーズに応えるべく、当事業部のガラス熔解・粉碎・球状化・分級・異形選別などのノウハウを生かした技術開発を進めている。

不織布事業では、スパンボンド分野にて、極太の異形断面糸形状である「ディラ」は、類をみない繊維構造で硬さと高通気性からフィルター材、ワイパー材他、多様な用途への展開を図り、採用実績に繋がっている。また、「ディラ」の特長を活かして、他不織布、他素材との複合品の開発も行っており、さらなる拡販を行う。農業分野へは多様なニーズに応えるべく開発を進めており、従来からのべたかけシートについて、透光・保温を兼ね備え、かつさらなる耐久性の向上を目指した開発を進めた結果、開発が完了し、2018年度から本格販売を行い高評価を得ている。また、さらに透明性を向上した高透光性シートの開発も進めている。多機能(抗アレルギー・消臭・抗菌等)の性能を有する新たな用途への開発も進めており、アレルギー物質低減機能などを付与した「ユニダイヤ」を2018年6月より上市している。土木分野では、コンクリート面に貼り付けることで、コンクリートの高品質化を可能にし、構造物の長寿命化に貢献するコンクリート湿潤養生シート「アクアパック」を開発し、2019年9月より上市している。また、タイ国における新機台の増設により、今までと違った素材を提供することが可能となり、新規用途を含めた開発を進めている。スパンレース分野では、コットン素材の持つ優位性から国内外の衛材用途を中心に積極的な開発を推し進めている。撥水や抗菌等の機能性付与や他シートとの複合、積層、柄付け等の意匠性の開発により採用実績に繋がっている。今後ともユーザーの要望に応える製品をタイムリーに提供できるよう開発を進めていく。

産業繊維事業では、ポリ乳酸紡糸技術による「Material Extrusion方式(熱で融解した造形材料を少しずつ積み重ねていく方式)」に使用される3Dプリンター用フィラメントにおいて、ポリ乳酸製オリジナル、『3Dプリンター用“感温性”フィラメント』、そしてポリ乳酸製の弱点をカバーして造形表現の幅を広げることを実現する易研磨性ポリ乳酸フィラメントも品揃えに加えた。また、業界で初めて製品化したナイロン6樹脂製の中空糸膜フィルターは、これまでの平膜タイプの同樹脂製フィルターに比べて高流量、かつ、長寿命であり、有機溶剤系での使用にも耐えられることから、半導体や化学分野で使用される薬液に含まれる不純物の除去などの用途で採用が続いている。さらに、孔を微細化した限外濾過膜、ナノ濾過膜の開発に成功し、蒸留等の分離プロセスを膜分離で代替できる省エネルギー技術としてNEDO助成事業に採択され実用化開発を進めている。その他、高性能・高機能な膜分離を実現させるため、他素材も含めた研究開発を加速している。

当事業セグメントに係る研究開発費は982百万円である。

### (3) 繊維事業セグメント

衣料繊維事業では、環境対応型高機能繊維の開発に注力している。グループ企業の工場廃材をケミカルリサイクルした潜在捲縮型ポリエステル繊維「Z-10」及び、20葉断面シルキー調ポリエステル繊維「セシェ」の開発が完了し上市した。高機能リサイクルポリエステル繊維シリーズは、今後も、太陽光遮蔽性ポリエステル繊維「サラクル」、マイクロ繊維ポリエステル繊維「EQ」等、順次上市していく予定。紡績糸においてもリサイクルポリエステル繊維による紡績糸「パルパーエコ」の商品を拡充した。主要グループ企業であるユニチカトレーディング(株)、日本エステル(株)、ユニテックスにおいてGRS(Global Recycled Standard)認証を取得した。一方、バイオマス繊維としては、ナイロン11繊維「キャストロン」、DUPONTの植物由来繊維「SORONA」を紡績した「パルパー Made with Sorona Polymer」を開発し、市場では大きな注目を浴びている。2019年末から世界的に大流行している新型コロナウイルス感染症に対応した商品として、アイソレーションガウンを、国内サプライチェーンを整備した上で、2020年に関係省庁に対して緊急供給した。また、医療現場従事者向けに、より高機能なアイソレーションガウン用素材「ユニソフィア」シリーズを開発した。さらに、当社初の試みとして、独自のECサイトを立ち上げ、一般消費者向けに高機能マスクの販売を開始、市場から高い評価を得られている。また、ユニチカトレーディング(株)とシキボウ(株)とで、繊維部門における企業間ビジネス連携に合意した。今後、両社の国内外の工場を活用した、ユニークで高機能な商品開発を目指していく。

当事業セグメントに係る研究開発費は8百万円である。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループは、「グループ企業価値の拡大」に重点を置いており、当連結会計年度は高分子事業を中心に全体で7,387百万円の設備投資を実施した。

高分子事業では、ナイロンフィルムの生産設備の増強等により3,582百万円の設備投資を実施した。

機能資材事業では、ガラス繊維、ガラスクロス生産設備の維持更新工事等により2,547百万円の設備投資を実施した。

繊維事業では、繊維の生産設備の維持更新工事等により192百万円の設備投資を実施した。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりである。

##### (1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、 器具及 び備品	土地 (面積千㎡)	リース 資産	建設仮 勘定		合計
宇治事業所 (京都府宇治市)	高分子 事業他	フィルム・ 樹脂の生産 設備他	3,666	6,002	361	27,167 (252)	4	1,204	38,407	634
岡崎事業所 (愛知県岡崎市)	機能資 材事業	不織布 生産設備他	1,374	2,421	128	8,777 (109)	—	123	12,825	218
垂井事業所 (岐阜県不破郡 垂井町)	機能資 材事業	スパンレー ス生産設備	617	562	24	2,693 (84)	—	375	4,273	51

(注) 1. 上記以外に本社建物等を賃借しており、年間賃借料は319百万円である。

2. 宇治事業所の設備の一部は、ユニチカ設備技術㈱等の関係会社に賃貸している。従業員数は、提出会社及び連結子会社を含めた就業人員を記載している。

##### (2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、 器具及 び備品	土地 (面積千㎡)	リース 資産	建設仮 勘定		合計
日本エス テル㈱	岡崎工場 (愛知県 岡崎市)	高分子 事業	エステル製 品の生産設 備	1,982	2,322	110	3,431 (121)	—	445	8,291	227
ユニチカ テキスタイル㈱	常盤工場 (岡山県 総社市)	繊維 事業	綿・化合織 維製品の生 産設備	146	131	1	42 (64)	—	8	328	44
ユニチカ グラスファイバー ㈱	垂井工場 (岐阜県 不破郡垂 井町)	機能資 材事業	ガラスクロ スの生産設 備	281	593	25	245 (40)	—	1,128	2,274	128
ユニチカ グラスファイバー ㈱	京都工場 (京都府 宇治市)	機能資 材事業	ガラス繊維 の生産設備	275	2,184	8	279 (6)	—	60	2,809	80
㈱ユニオン	本社工場 (大阪府 枚方市)	機能資 材事業	ガラスビー ズの生産設 備	170	203	29	749 (7)	—	1	1,154	52

会社名	事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメン トの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)							従業員数 (人)
				建物及 び構築 物	機械装置 及び運搬 具	工具、 器具及 び備品	土地 (面積千㎡)	リー ス資 産	建設仮 勘定	合計	
P. T. EMBLEM ASIA	インドネ シア	高分子 事業	ナイロンフ イルムの生 産設備	157	3,374	17	695 (50)	—	5,093	9,337	246
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.	タイ	機能資 材事業	ポリエステ ルスパンボ ンド不織布 の生産設備	263	1,270	17	— (—)	70	—	1,622	98

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において、実施中または計画している重要な設備の新設、改修等の状況は次のとおりである。

会社名	所在地	セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (千\$)	既支払額 (千\$)		着手	完了	
P. T. EMBLEM ASIA	インド ネシア	高分子 事業	ナイロンフィル ムの生産設備	58,600	56,852	自己資金 及び借入 金	2018年 4月	2021年 12月	10,000ト ン／年

会社名	所在地	セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
ユニチカグ ラスファイ バー(株)	岐阜県 不破郡 垂井町	機能資材 事業	産業資材用ガラ スクロスの加工 場の建替	1,953	1,106	自己資金 及び借入 金	2019年 4月	2021年 8月	—

会社名	所在地	セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 宇治事業所	京都府 宇治市	高分子 事業	高耐熱性ポリア ミドフィルムの 量産化	1,711	306	自己資金 及び借入 金	2020年 9月	2023年 1月	—

会社名	所在地	セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 垂井事業所	岐阜県 不破郡 垂井町	機能資材 事業	コットン不織布 生産設備増設	2,671	315	自己資金 及び借入 金	2021年 3月	2023年 10月	—

(注) 1. 上記金額に消費税等は含まれていない。

2. 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はない。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	178,600,000
A種種類株式	21,740
B種種類株式	5,759
計	178,600,000

(注) 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数の合計は178,627,499株となるが、当社定款に定める発行可能株式総数は178,600,000株を記載している。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されていない。

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） (2021年3月31日)	提出日現在発行数（株） (2021年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	57,752,343	57,752,343	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
A種種類株式 (当該種類株式は 行使価額修正条項 付新株予約権付社 債券等である。)	21,740	21,740	非上場	(注) 1、2、 3 単元株式数 1株
B種種類株式 (当該種類株式は 行使価額修正条項 付新株予約権付社 債券等である。)	2,559	2,559	非上場	(注) 1、2、 4 単元株式数 1株
計	57,776,642	57,776,642	—	—

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。

#### (A種種類株式)

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する。

#### (2) 取得価額の修正基準及び修正頻度

当初取得価額は、2020年7月31日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額とする。但し、当初取得価額の下限は35円とする。

取得価額は、2021年1月31日（同日を含む。）以降、毎年1月末日及び7月末日において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額に修正され、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額の下限は当初取得価額の50%に相当する金額又は35円のうちいずれか高い方の金額とする。

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

#### (ア) 取得価額の下限

35円

#### (イ) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

621,142,857株（累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しないことを前提とする。）

(4) 当社の決定によるA種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無

当社は、払込期日以降いつでも、B種種類株式について発行済株式（発行会社が有するものは除く。）が存しない場合に限り、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されている。

(B種種類株式)

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する。

(2) 取得価額の修正基準及び修正頻度

当初取得価額は、2018年7月31日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値に相当する額とする。但し、当初取得価額の下限は35円とする。

取得価額は、2019年1月31日（同日を含む。）以降、毎年1月末日及び7月末日において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値に相当する額に修正され、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額の下限は当初取得価額（但し、2020年8月1日以降については、2020年7月31日における取得価額）の50%に相当する金額又は35円のうちいずれか高い方の金額とする。

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

(ア) 取得価額の下限

35円

(イ) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

164,542,857株（累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しないことを前提とする。）

(4) 当社の決定によるB種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されている。

上記各種種類株式の（1）乃至（4）の詳細は、A種種類株式については下記（注）3の4.乃至6.、B種種類株式については下記（注）4の4.乃至6.を参照。

(注) 2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりである。

(A種種類株式)

(1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容  
該当事項はない。

(2) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容  
該当事項はない。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容  
該当事項はない。

(4) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容  
該当事項はない。

(5) その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はない。

(B種種類株式)

(1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容  
該当事項はない。

(2) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容  
該当事項はない。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容  
該当事項はない。

(4) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容  
該当事項はない。

(5) その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はない。

(注) 3. A種種類株式の内容は、次のとおりである。

#### 1. 剰余金の配当

##### (1) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主とあわせて以下「A種種類株主等」という。）に対し、下記9. (1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

##### (2) 優先配当金の金額

A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

(a) 1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、1.20%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が2015年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日（A種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金（但し、下記(b)に従ってA種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がA種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種種類株式（当社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

##### (3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

##### (4) 非累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

## 2. 残余財産の分配

### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9. (1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

### (2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

### (3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1. (2) (a)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする。

## 3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

## 4. 普通株式を対価とする取得請求権

### (1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、2020年7月31日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

### (2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記2. (3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

### (3) 当初取得価額

当初取得価額は、2020年7月31日に先立つ連続する30取引日（以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額とする。但し、当初取得価額が35円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値及び当初下限取得価額は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

### (4) 取得価額の修正

取得価額は、2021年1月31日（同日を含む。）以降、毎年1月末日及び7月末日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）に相当する額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちのいずれか高い方の金額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財



産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(6) 下限取得価額及び当初下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

## 5. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、2018年7月31日以降いつでも、毎月15日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下「償還請求日」という。)として、償還請求日の30取引日前までに当社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以

下「償還請求」という。)ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式及び取得請求権の行使がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみA種種類株式及びB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 取得請求等受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3) 償還請求等の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する取得請求等受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、金銭対価償還日(以下に定義される。)の開始時において、B種種類株式について発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しない場合に限り、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

なお、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

(1) A種優先配当金、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第1順位(それらの間では同順位)、普通株主等に対する剰余金の配当が第2順位とする。

(2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

(3) 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためである。

(注) 4. B種種類株式の内容は、次のとおりである。

#### 1. 剰余金の配当

##### (1) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主とあわせて以下「B種種類株主等」という。）に対し、下記9. (1)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

##### (2) 優先配当金の金額

B種種類株式1株当たりのB種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

(a) 1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、2.374%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が2015年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日（B種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、B種種類株式1株当たりのB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金（但し、下記(b)に従ってB種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がB種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うB種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのB種種類株式（当社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのB種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

##### (3) 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

##### (4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってB種優先配当金を計算したときは、上記(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率2.374%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額（以下「B種累積未払配当金相当額」という。）については、下記9. (1)に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。

#### 2. 残余財産の分配

##### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記9. (2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行わ

れないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする。

3. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、2018年7月31日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記2.(1)に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、2018年7月31日に先立つ連続する30取引日（以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額とする。但し、当初取得価額が35円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値及び当初下限取得価額は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、2019年1月31日（同日を含む。）以降、毎年1月末日及び7月末日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）に相当する額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額（但し、2020年8月1日以降については、2020年7月31日における取得価額）の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちのいずれか高い方の金額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはそ

の効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(6) 下限取得価額及び当初下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

## 5. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B種種類株主は、2018年7月31日以降いつでも、毎月15日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、償還請求日の30取引日前までに当社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記2.(1)に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされたB種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求がなされたB種種類株式及び取得請求権の行使がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみB種種類株式及びA種種類株式を取

得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 取得請求等受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3) 償還請求等の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する取得請求等受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.においては、上記2. (1)に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び上記2. (3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

なお、B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

7. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

(1) A種優先配当金、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、普通株主等に対する剰余金の配当が第2順位とする。

(2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

(3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためである。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はない。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2017年6月30日 (注) 1	△10	577,550	—	100	—	25
2017年10月1日 (注) 2	△519,771	57,779	—	100	—	25
2019年2月28日 (注) 3	△3	57,776	—	100	—	25

- (注) 1. 2017年6月30日付でC種種類株式の全てを取得し、同日付で消却を行っている。これに伴い、発行済株式総数が10千株減少し、発行済株式総数残高が577,550千株となった。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っている。これに伴い、普通株式の発行済株式総数は519,771千株減少し、57,752千株となった。
3. 2019年2月28日付でB種種類株式の一部を取得し、同日付で消却を行っている。これに伴い、発行済株式総数が3千株減少し、発行済株式総数残高が57,776千株となった。



## (5) 【所有者別状況】

## ①普通株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	39	39	277	118	24	32,005	32,502	－
所有株式数（単元）	－	182,708	20,967	17,491	92,102	127	262,575	575,970	155,343
所有株式数の割合（％）	－	31.72	3.64	3.04	15.99	0.02	45.59	100.00	－

- (注) 1. 自己株式95,236株は、「個人その他」に952単元及び「単元未満株式の状況」に36株含まれている。  
2. 上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれている。

## ②A種種類株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数（単元）	－	21,740	－	－	－	－	－	21,740	－
所有株式数の割合（％）	－	100.00	－	－	－	－	－	100.00	－

## ③B種種類株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	2	－	－	－	－	－	2	－
所有株式数（単元）	－	2,559	－	－	－	－	－	2,559	－
所有株式数の割合（％）	－	100.00	－	－	－	－	－	100.00	－

## (6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	5,505	9.54
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,569	4.45
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	2,356	4.08
ユニチカ従業員持株会	大阪市中央区久太郎町4丁目1-3	1,322	2.29
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-12	873	1.51
J.P. MORGAN SECURITIES PLC (常任代理人JPモルガン証券株式会 社)	25 BANK STREET, CANARY WHARF LONDON UK (東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング)	803	1.39
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀1丁目2-1	800	1.38
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8-12	779	1.35
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人株式会社みずほ銀行決 済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1品川イ ンターシティA棟)	708	1.22
株式会社日本カストディ銀行 (信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-12	701	1.21
計	—	16,419	28.46

(注) 1. 2021年3月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社並びにその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC) 及び野村アセットマネジメント株式会社が2021年2月26日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	4	0.01
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	244	0.42
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1丁目12-1	3,394	5.88
計	—	3,644	6.31

2. 2020年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社並びにその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2020年12月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めていない。  
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園1丁目1-1	2,245	3.89
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7-1	1,307	2.26
計	—	3,553	6.15

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順位10名は、以下のとおりである。

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	55,053	9.57
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	25,690	4.46
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	23,345	4.05
ユニチカ従業員持株会	大阪府中央区久太郎町4丁目1-3	13,226	2.30
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-12	8,732	1.51
J.P. MORGAN SECURITIES PLC (常任代理人JPモルガン証券株式会社)	25 BANK STREET, CANARY WHARF LONDON UK (東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング)	8,035	1.39
大同生命保険株式会社	大阪府西区江戸堀1丁目2-1	8,000	1.39
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8-12	7,798	1.35
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティーA棟)	7,087	1.23
株式会社日本カストディ銀行 (信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-12	7,014	1.21
計	—	163,980	28.51

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	A種類株式 21,740 B種類株式 2,559	—	(1) 株式の総数等に 記載のとおり
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 95,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 57,501,800	575,018	—
単元未満株式	普通株式 155,343	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	57,776,642	—	—
総株主の議決権	—	575,018	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (自己株式等)」の普通株式は、全て当社保有の自己株式である。

2. 「完全議決権株式 (その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式2,000株 (議決権の数20個) が含まれている。

## ② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ユニチカ株式会社	大阪市中央区久太郎町4丁目1-3	95,200	—	95,200	0.16
計	—	95,200	—	95,200	0.16

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はない。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はない。

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	893	349
当期間における取得自己株式	20	7

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

#### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
保有自己株式数	95,236	—	95,256	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれていない。

2. 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれていない。

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益配分を経営の重要課題の一つとして位置付けており、収益状況を踏まえながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としている。また、内部留保資金に関しては、長期的な株主利益を念頭に置き、財務体質の一層の改善及び事業拡大へ向けた将来投資等に活用していく。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、この期末配当の決定機関は、株主総会である。また、当社は「毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる」旨を定款に定めている。

当事業年度の普通株式の配当については、この間の業績及び事業年度末の財務の状況を踏まえ、誠に遺憾ながら無配とすることに決定した。2014年7月に第三者割当により発行した種類株式の配当については、発行時に定められた種類株式発行要領に基づき、A種類株式については1株につき12,000円、B種類株式については1株につき23,740円に決定した。

なお、当社は連結配当規制適用会社である。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりである。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金
2021年6月29日 定時株主総会決議	A種類株式	260百万円	12,000円
	B種類株式	60百万円	23,740円

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「暮らしと技術を結ぶことによって社会に貢献する」という経営理念の下、「お客様から選ばれ続ける企業」を目指し、事業活動を行っている。また、迅速な意思決定、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化、適時適確な情報開示など、ステークホルダー重視の経営に取り組むことにより、グローバル化する環境の中で企業価値の最大化を図り、成長し続けることができるものと考えている。なお、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、以下のとおりである。

1. 株主の権利を重視し、株主間の平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 取締役会の実効性を高め、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、その役割・責務を果たす。また、独立社外役員が高い実効性をもって適切に経営陣をモニタリングする。
5. 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

#### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法上の制度として監査役会設置会社を採用しているほか、会計監査人を設置している。また、任意の制度として執行役員制度を導入している。取締役会による「意思決定・経営監督(ガバナンス)機能」と執行役員による「業務執行(マネジメント)機能」を明確化する一方、取締役と執行役員の相互連携強化を図り、経営の機動性と実効性を高めるため、一部を除き、取締役が執行役員を兼務する体制としている。

監査役制度、社外取締役、執行役員制度、任意の委員会設置などによりガバナンス体制は機能していると認識している。

##### a. 「取締役会」

当社の「取締役会」は、代表取締役会長注連浩行（議長）、上埜修司、鷺見英二、北野正和、松田常俊、古川実（社外取締役）、太田道彦（社外取締役）、石川路子（社外取締役）の8名の取締役で構成されている。社外取締役は、それぞれの豊富な経験、幅広い見識を生かし、客観的立場で助言を行う役割を有しており、経営の透明性、公正性を高めている。また、全監査役（森川光洋、岡和貴、福原哲晃（社外監査役）、丸山澄高（社外監査役））には、取締役会に出席し、発言の機会と経営の意思決定の過程に関するチェックの機会が確保されている。取締役会は毎月1回定例開催されるほか、必要に応じて臨時に開催されている。

##### b. 「経営会議」

当社の「経営会議」は、経営全般の基本方針・課題等について取締役の討議を深めるとともに、経営課題の早期把握、施策立案に係る方針の決定の効率化・迅速化、タイムリーな執行を図ることを目的として設置し、代表取締役社長執行役員上埜修司（議長）、注連浩行、鷺見英二、北野正和、松田常俊、古川実（社外取締役）、太田道彦（社外取締役）、石川路子（社外取締役）の全取締役で構成している。重要な案件は、「経営会議」において事前に十分審議、検討を重ねた上で取締役会に諮る体制となっている。なお、「経営会議」は原則毎月開催されており、全監査役（森川光洋、岡和貴、福原哲晃（社外監査役）、丸山澄高（社外監査役））がオブザーバーとして出席するなど、経営の意思決定に関するチェックの機会も確保されている。

##### c. 「業務執行会議」

当社の「業務執行会議」は、取締役、事業部門及び管理部門の責任者が各部門の業務執行の状況について相互に共有化を図るとともに、経営方針に係る指示の徹底や業務執行上の諸課題について協議・検討を行うことを目的として設置し、代表取締役社長執行役員上埜修司（議長）、注連浩行、鷺見英二、北野正和、松田常俊の5名の取締役に加え、事業部門及び管理部門の責任者である執行役員の細田雅弘、久内克秀、竹歳寛和、吉村哲也、今村高之、杉澤滋、森田誠宏を含めた12名で構成されており、常勤監査役である森川光洋、岡和貴がオブザーバーとして出席している。なお、「業務執行会議」は、原則毎月開催されている。

##### d. 「監査役会」

当社の「監査役会」は、森川光洋（議長）、岡和貴、福原哲晃（社外監査役）、丸山澄高（社外監査役）の4名で構成されており、法令、定款、規程などの基準に従い、経営方針、業務執行、財産保全の状況など経営に対する監査・監視機能を果たしている。

##### e. 「指名委員会」及び「報酬委員会」

当社の「指名委員会」及び「報酬委員会」は、それぞれ独立社外取締役である古川実（社外取締役）を委員長とし、注連浩行、上埜修司、太田道彦（社外取締役）、福原哲晃（社外監査役）の5名で構成され、取締役・監査役候補者の指名及び経営幹部（執行役員）の選任と役員報酬に関する事項について審議し、その結果を取締役に提案することにより、役員的人事と報酬決定に関わる公正性の確保と透明性の向上に努めている。

f. 「リスクマネジメント委員会」

当社の「リスクマネジメント委員会」は、執行役員の杉澤滋（リスク管理統括責任者）を委員長とし、事業部門及び管理部門の責任者である、取締役の鷺見英二、北野正和、松田常俊、執行役員の久内克秀、竹歳寛和、今村高之、森田誠宏、人事総務部長、経理部長の10名で構成されており、常勤監査役である森川光洋、岡和貴がオブザーバーとして出席している。「リスクマネジメント委員会」は、ユニチカグループの重要なリスクへの対応策の進捗状況、重大なリスクが発生した場合の原因究明及び再発防止及びリスクマネジメント体制の構築・運用に関し、検討及び審議を行っている。

g. 「コンプライアンス委員会」

当社の「コンプライアンス委員会」は、執行役員の杉澤滋（コンプライアンス統括責任者）を委員長とし、事業部門及び管理部門の責任者である、取締役の鷺見英二、北野正和、松田常俊、執行役員の久内克秀、竹歳寛和、今村高之、内部通報窓口を委託している森信静治弁護士、瀬川武生弁護士の9名で構成されており、常勤監査役である森川光洋、岡和貴がオブザーバーとして出席している。「コンプライアンス委員会」は、ユニチカグループ企業行動憲章及びユニチカグループ行動基準の管理並びに教育啓発活動の実施、コンプライアンス体制の構築及び執行状況、内部通報制度の運用状況の監視など、ユニチカグループのコンプライアンスの推進について統括している。

h. 「品質保証委員会」

当社の「品質保証委員会」は、代表取締役社長執行役員の上埜修司を委員長とし、所管する製品を有する事業部門及び管理部門の責任者である、取締役の北野正和、松田常俊、執行役員の細田雅弘、久内克秀、竹歳寛和、今村高之の7名で構成されており、品質保証に関する方針、その他の重要事項の決定、品質保証に関する不適切事案等についての審議及び情報の共有、品質保証監査結果の総括などを行っている。

i. 「輸出管理委員会」

当社の「輸出管理委員会」は、執行役員の杉澤滋を委員長とし、取締役の北野正和、執行役員の久内克秀、豊田明生、森田誠宏、リスクマネジメント室長、社長室長、経理部長の8名で構成されており、外国為替及び外国貿易法等の関係法令や、我が国が遵守すべき国際条約等に基づく安全保障輸出管理を主務とし、日常的な管理体制の整備や運用状況の監視、教育・啓発等を行っている。

j. 「情報セキュリティ委員会」

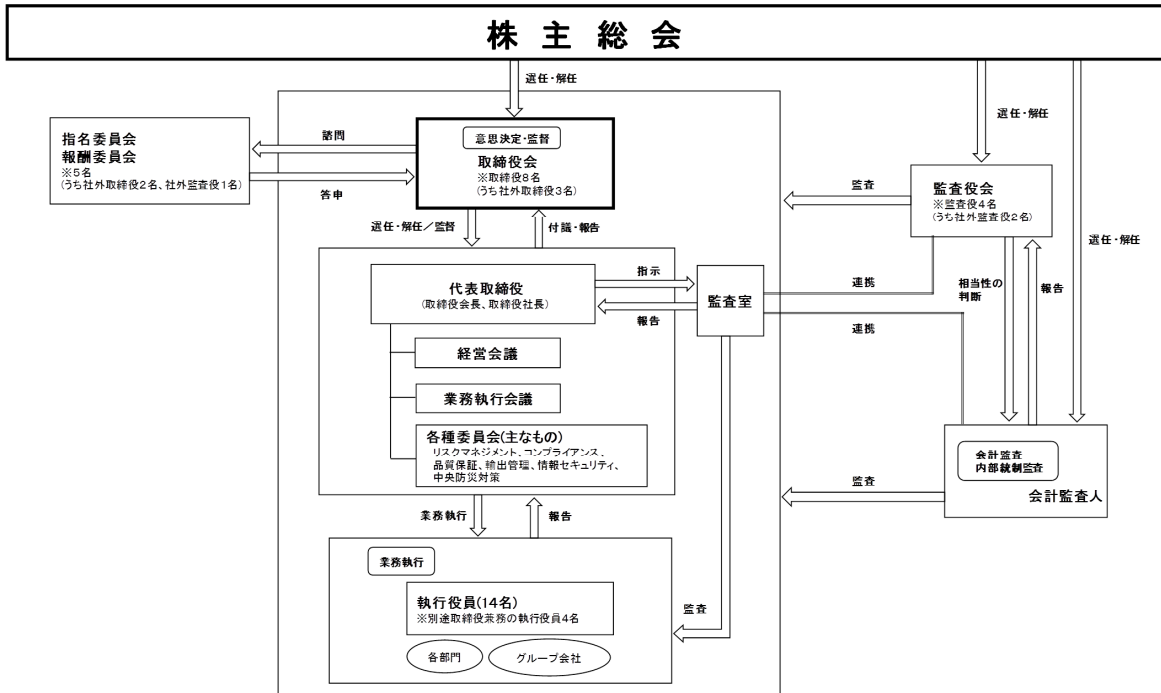
当社の「情報セキュリティ委員会」は、取締役常務執行役員の鷺見英二を委員長とし、執行役員の久内克秀、杉澤滋、森田誠宏、人事総務部長、情報システム部長、リスクマネジメント室長の7名で構成されており、情報セキュリティ事故の防止と対策の立案と実施、及び教育・啓発を通じて、当社グループの情報資産の保護を行っている。

k. 「中央防災対策委員会」

当社の「中央防災対策委員会」は、取締役常務執行役員の鷺見英二を委員長とし、執行役員の森田誠宏、人事総務部長、リスクマネジメント室長、情報システム部長、グループ会社であるユニチカトレーディング㈱の管理部長及び労働組合本部中央執行委員の7名で構成されており、大地震等の災害による従業員や設備などへの被害を最小限に止めるため、防災組織、活動等の現状確認を行うとともに、事前対策の立案や実施の推進、指導等を行っている。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりである。

【ガバナンス体制模式図】



③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

a. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会が、定款及び社内規程に基づき、当社及びグループ会社の経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員（以下総称して「役員」という。）の職務の執行を監督する。また、取締役会の監督機能の強化のため、2名以上の社外取締役を選任する。
- 2) 社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進について当社及びグループ会社を総括する。
- 3) 当社及びグループ会社の役員及び使用人の職務遂行が法令・定款に適合することを確保するために、具体的な基本方針・行動基準を「ユニチカグループ企業行動憲章」「ユニチカグループ行動基準」に定める。また、これらの内容を経営トップが率先して社内にて周知徹底する。
- 4) 当社及びグループ会社における法令・定款・社会規範等に違反する行為について、役員及び使用人が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口をリスクマネジメント室及び社外弁護士事務所に設置・運営する。
- 5) 当社及びグループ会社における業務執行の状況を監査するために監査室を置く。
- 6) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- 7) 反社会的勢力に対しては、一切の関係を絶つため、毅然とした対応を取る。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項

「文書管理規程」等に則り、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存するとともに情報の改ざん、漏えいを防止する措置を講ずる。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社及びグループ会社の事業活動に潜在するリスクを特定し、リスクの低減を図るため、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクに対応する。
- 2) 当社及びグループ会社の事業活動において重大な経営リスクが発生した場合、リスクマネジメント委員会を開催し、対応方針を決定する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びグループ会社の適正かつ合理的な職務権限及び意思決定ルートを定めた「権限規程」「業務分掌規程」「関係会社管理規程」等に則り、効率的な業務運営を行う。

また、取締役会にて決定される重要案件は、経営会議で事前審議を実施し、迅速化、効率化を図る。



e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) グループ会社の事業内容に応じて属する当社の事業本部を決定し、その事業本部が当該グループ会社を管理するとともに、当社で定めた役員を派遣し、グループ各社の取締役及び使用人の業務執行について監督する。

2) グループ会社が当社に報告すべき事項を「関係会社管理規程」に定めるほか、業績や財務状況については、グループ会社の属する当社の事業本部が毎月モニタリングするなど定期的に報告を求める。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役業務を補助すべき使用人（以下監査役スタッフ）を置く。監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従うものとし、その評価及び異動については、会社が監査役と事前に協議を行う。

g. 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1) 当社及びグループ会社の役員は、重要な会議などを通じて監査役に業務執行状況の報告をする。

2) 当社及びグループ会社の役員及び使用人は、損害を及ぼすおそれのある事実や、法令・定款・社会規範などに反する行為を発見した場合は速やかに監査役に報告する。

3) 報告を受けた監査役は、当該報告があった旨をリスクマネジメント室に通知する。リスクマネジメント室は、関係部署に対し、当該報告をした者につき不利な取り扱いをしないように通知する。

h. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用については、監査業務を妨げることのないよう適正に前払又は償還を行う。また、支出の都度、当社の経理処理手続きに従い、適正に処理する。

i. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役、会計監査人及び監査室は連携を保ち、監査機能の実効性を確保する。

2) 監査役は、取締役会、重要な会議に出席する。

3) 監査役と代表取締役は、定期的に情報と意見を交換する。

ロ. 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結している。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としている。

ハ. 役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社グループは、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等の職務執行に対する適切なリスクテイクを支えるため、保険会社との間で、当社及び国内・海外子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担している。

当該保険契約により、被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害が補填されることになる。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由はある。

ニ. 取締役の定数

当社の取締役は14名以内とする旨定款に定めている。

ホ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨定款に定めている。

ヘ. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨定款に定めている。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものである。

b. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策等を遂行することを目的とするものである。

c. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めている。これは、取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものである。

ト. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権が行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としている。

チ. 種類株式に関する事項

a. 単元株式数

普通株式の単元株式数は100株であるが、A種種類株式、B種種類株式には議決権がないため、単元株式数は1株としている。

b. 議決権の有無の差異及びその内容の差異並びにその理由

普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であるが、A種種類株主、B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。これは、資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためである。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性11名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 8%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	注連 浩行	1952年2月10日生	1975年4月 当社入社 2001年1月 総合企画部長兼情報システム推進 部長 2003年1月 経営企画本部長 2003年4月 執行役員 2005年4月 常務執行役員 2008年6月 取締役上席執行役員 2012年7月 取締役常務執行役員 2014年6月 代表取締役社長執行役員 2019年6月 代表取締役会長(現)	注4	普通株式 42
代表取締役 社長執行役員 監査室担当	上埜 修司	1957年12月8日生	1983年4月 当社入社 2000年7月 金属繊維開発事業部グループ長 2003年4月 社長室IR広報グループ長 2008年5月 経営企画部部長代理 2009年1月 経営統括部部長代理 2011年6月 執行役員 技術開発本部長 兼中央研究所長 2012年6月 取締役執行役員 2012年7月 取締役上席執行役員 2015年4月 取締役常務執行役員 2015年6月 代表取締役常務執行役員 2019年6月 代表取締役社長執行役員(現)	注4	普通株式 24
取締役 常務執行役員 管理本部長	鷺見 英二	1961年8月27日生	1984年4月 ㈱三和銀行(現㈱三菱UFJ銀 行) 入行 2011年8月 ㈱三菱東京UFJ銀行(現㈱三菱 UFJ銀行) リテール融資部長 2013年5月 同行コンプライアンス統括部長兼 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グ ループコンプライアンス統括部部 付部長 2013年6月 同行執行役員コンプライアンス統 括部長兼㈱三菱UFJフィナンシ ャル・グループ執行役員コンプラ イアンス統括部付部長 2015年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルテ ィング㈱取締役専務執行役員 2019年6月 ㈱みどり会常勤監査役 2020年4月 当社顧問 2020年6月 取締役常務執行役員(現)	注4	普通株式 1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上席執行役員 技術開発本部長 兼 技術開 発企画室長 生産統括管掌	北野 正和	1960年3月17日生	1985年4月 当社入社 2007年8月 日本エステル(株)岡崎工場技術部長 2012年1月 同社岡崎工場製造部長 2013年7月 当社岡崎事業所兼日本エステル(株) 代表取締役社長 2015年4月 執行役員 技術開発本部長兼技術 開発企画室長 2017年4月 執行役員 技術開発本部長兼技術 開発企画室長兼中央研究所長 2018年4月 上席執行役員 技術開発本部副本 部長兼中央研究所長 2019年4月 上席執行役員 技術開発本部長兼 中央研究所長 2020年4月 常務執行役員 技術開発本部長兼 技術開発企画室長 2021年4月 常務執行役員 技術開発本部長兼 技術開発企画室長 生産統括管掌 2021年6月 取締役 上席執行役員 技術開 発本部長兼技術開発企画室長 生 産統括管掌 (現)	注4	普通株式 9
取締役 上席執行役員 高分子事業本部長 グローバ ル推進管掌 東京駐在	松田 常俊	1961年4月23日生	1986年4月 当社入社 2005年10月 フィルム事業本部フィルム品質保 証部長 2009年1月 フィルム事業本部フィルム製造部 長 2014年6月 技術開発本部技術開発企画室長 2015年4月 技術開発本部中央研究所長 2016年4月 執行役員 技術開発本部中央研究 所長 2017年4月 執行役員 フィルム事業部長 2019年4月 執行役員 樹脂事業部長 2020年4月 上席執行役員 樹脂事業部長 2021年4月 上席執行役員 高分子事業本部長 グローバル推進管掌 東京駐在 2021年6月 取締役 上席執行役員 高分子事 業本部長 グローバル推進管掌 東京駐在 (現)	注4	普通株式 10
取締役 (非常勤)	古川 実	1943年6月13日生	1966年4月 日立造船(株) 入社 2005年4月 同社代表取締役社長 2010年6月 同社代表取締役会長 兼 社長 2013年4月 同社代表取締役会長 兼 CEO 2016年4月 同社代表取締役会長 2016年6月 (株)池田泉州銀行 社外取締役 2017年4月 日立造船(株) 取締役相談役 2017年6月 同社相談役 2017年6月 (株)池田泉州ホールディングス 社外 取締役 (現) 2017年6月 (株)池田泉州銀行 非業務執行取締役 (現) 2017年6月 当社取締役 (現) 2018年6月 OKK(株) 社外取締役 (現)	注4	普通株式 10

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (非常勤)	太田 道彦	1952年12月8日生	1975年4月 丸紅(株) 入社 2012年4月 同社代表取締役副社長執行役員 2013年4月 同社副社長執行役員アセアン支配人、東アジア総代表、南西アジア支配人、丸紅アセアン会社社長 2014年6月 同社代表取締役副社長執行役員 2015年4月 同社副会長 2016年6月 ゼビオホールディングス(株)社外取締役(現) 2017年6月 セゾン自動車火災保険(株)社外監査役(現) 2018年3月 応用地質(株)社外取締役(現) 2019年6月 当社取締役(現)	注4	普通株式 3
取締役 (非常勤)	石川 路子 (戸籍上の氏名： 伊藤 路子)	1971年4月26日生	2004年4月 神戸大学経済経営研究所講師 2005年4月 神戸大学大学院自然科学研究科COE研究員 2007年4月 近畿大学経済学部特任講師 2009年4月 近畿大学経済学部講師 2010年4月 甲南大学経済学部経済学科准教授 2016年4月 甲南大学経済学部経済学科教授(現) 2021年6月 当社取締役(現)	注4	普通株式 1
監査役 (常勤)	森川 光洋	1958年1月12日生	1982年4月 当社入社 2009年1月 経営統括部経営管理室長 2009年6月 経営統括部経営管理室長 兼 重合事業部長 2011年7月 経営統括部部長代理 兼 重合事業部長 2012年7月 執行役員 経営統括部長 2014年6月 上席執行役員 経営統括部長 兼 秘書室担当 2015年4月 上席執行役員 管理副本部長 兼 人事総務部長 2018年6月 監査役(現)	注5	普通株式 12
監査役 (常勤)	岡 和貴	1958年1月14日生	1983年4月 当社入社 2002年10月 フィルム事業管理室長 2011年7月 経営統括部部長代理 2012年7月 経営統括部部長代理 兼 グローバル戦略推進室長 兼 重合事業部長 2014年6月 執行役員 グローバル戦略推進部長 兼 重合事業部長 2018年4月 執行役員 グローバル推進事業部長 2019年4月 顧問 2019年6月 監査役(現)	注6	普通株式 9
監査役 (非常勤)	福原 哲晃	1947年10月29日生	1977年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 久保井一匡法律事務所入所 1986年4月 明和法律事務所開設 2003年4月 瑞木総合法律事務所開設 2013年4月 大阪弁護士会会長 2017年6月 当社監査役(現)	注7	普通株式 3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (非常勤)	丸山 澄高	1956年1月29日生	2008年7月 西成税務署長 2009年7月 大阪国税局 総務部人事第二課長 2014年7月 大阪国税局 課税第一部次長 2015年7月 大阪国税局 課税第一部長 2016年8月 税理士登録 2019年6月 日本新薬株式会社 社外監査役 (現) 2019年6月 当社監査役 (現)	注6	普通株式 5
計					普通株式 131

- (注) 1. 取締役 古川 実、太田道彦、石川路子の各氏は、社外取締役である。  
2. 監査役 福原哲晃、丸山澄高の各氏は、社外監査役である。  
3. 当社では、執行役員制度を導入し、業務執行における意思決定の迅速化と責任体制の明確化を図るものとしている。また、取締役と執行役員の相互連携強化を図るため、一部を除き、取締役が執行役員を兼務する体制としている。  
なお、取締役ではない執行役員は、次のとおりである。

役職名	氏名	職務分担
常務執行役員	細田 雅弘	特需部担当 兼 ユニチカトレーディング㈱代表取締役社長
常務執行役員	久内 克秀	経営企画本部長
常務執行役員	竹歳 寛和	機能資材事業本部長
上席執行役員	吉村 哲也	機能資材事業副本部長 兼 不織布事業部長
上席執行役員	中西 雅之	フィルム事業部長
執行役員	今村 高之	生産統括本部長
執行役員	藤井 実	ガラス繊維事業部長 兼 ユニチカグラスファイバー㈱代表取締役社長
執行役員	豊田 明生	グローバル推進事業部長
執行役員	杉澤 滋	コーポレート統括部長 兼 法務室長
執行役員	森田 誠宏	経営企画部長

4. 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。  
5. 2018年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。  
6. 2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。  
7. 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。  
8. 当社では、監査役の法定の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名を選出している。補欠監査役の略歴は以下のとおりである。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
小林 二郎	1945年6月4日生	1974年4月 弁護士登録 現在に至る。	普通株式 0

9. 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載している。なお、2021年6月分の役員持株会による取得株式数は、提出日(2021年6月29日)現在確認が出来ないため、2021年5月末現在の実質所有株式数を記載している。

## ② 社外役員の状況

当社は、社外取締役3名、社外監査役2名を選任している。

社外取締役、社外監査役は、専門的な知見やこれまでのビジネス上の経験等を活かし、取締役会、その他の会議体を通じて有益な意見具申、アドバイスを行うとともに、経営執行が適切に行われるよう、独立した立場から、監督・監査を行うことができる人物を選任している。

なお、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断している。

### <独立性基準>

社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当該社外役員は当社からの独立性を有しているものとみなす。

(a) 現在又は過去10年間に於ける当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注1）

(b) 当社の大株主（直接・間接に5%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者

(c) 当社グループの主要な取引先（注2）又はその業務執行者

(d) 当社グループの主要な借入先（注3）又はその業務執行者

(e) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

(f) 当社グループから多額の金銭（役員報酬以外に年間100万円を超える報酬）その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、司法書士、弁理士等の専門家

(g) 当社グループから多額の寄付を受けている者（年間100万円を超える寄付金）

(h) 社外役員の相互就任関係（注4）となる他の会社の業務執行者

(i) 上記(a)から(h)に該当する者（重要な地位にある者（注5））の近親者（注6）

(j) 過去5年間に於いて、上記(b)から(h)までのいずれかに該当していた者

- (注) 1. 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者といい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。
2. 当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
3. 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産額又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
4. 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
5. 取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。
6. 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

社外取締役の古川実氏は、上場企業の代表取締役として、長年優れた経営手腕を発揮し、また、大阪商工会議所、関西経済連合会等でも要職を歴任するなど、幅広い経験と高い知見を有しており、社外取締役としての職務を独立的な立場で適切に遂行できると判断している。なお、出身元である日立造船株式会社と当社との間では取引関係が存在するが、売上高に占める割合が低く、当社に対する影響は希薄である。また、非業務執行取締役を務める株式会社池田泉州銀行と当社の間では取引関係が存在するが、借入金は当事業年度末の有利子負債及び総資産に占める割合が低く、当社に対する影響は希薄である。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任している。

社外取締役の太田道彦氏は、上場企業の代表取締役などの要職を歴任し、国内外の様々な事業に関する高い知見及び経営に関する豊富な経験を有し、また、他社の社外取締役、社外監査役を歴任し、当社経営の監督及び経営に対し有用な提言を行い、社外取締役としての職務を独立的な立場で適切に遂行できると判断している。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任している。

社外取締役の石川路子氏は、長年にわたり大学の教授等として活躍し、他にも社会貢献活動に取り組むなど、当社の経営の監督に相応しい豊富な経験と高い知見を有している。同氏は、過去に会社の経営に関与したことはないが、当社は、同氏がこれまでの経験、知見を活かし、社外取締役として当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことができると判断している。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任している。

社外監査役の福原哲晃氏は、弁護士として企業法務に精通しているだけでなく、過去にも上場企業の社外監査役を長年勤めた経験もあり、豊富な経験と十分な知見を有しており、社外監査役として実効的な監査を遂行できると判断している。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任している。

社外監査役の丸山澄高氏は、税理士の資格を有しており、財務、税務、会計に関する知見が豊富であり、社外監査役としての職務を独立的な立場で適切に遂行できると判断している。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任している。

なお、社外取締役及び社外監査役の当社株式の保有状況は、「①役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりであり、所有株式数には、役員持株会における各自の持分が含まれている。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、他社において代表取締役を務めるなど、経営者としての知見を有しており、取締役会において、議案審議等に関して、その知見に基づく発言を適宜行っている。

社外監査役は、1名は税理士、1名は弁護士の資格を有しており、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、税理士・弁護士としての経験と財務、税務会計及び法律に関する知見に基づく発言を適宜行っている。このほか、社内監査役と意思疎通及び連携を十分とっており、また、監査役スタッフ及び内部監査部門、内部統制部門、経理部門、総務部門、法務部門の協力体制により、監査業務をサポートしている。会計監査人との関係では、主に年度の監査報告会等を通じて、会計監査報告を受けることなどにより、連携を図っている。

社外取締役と監査役は年2回、監査役監査報告を含めた情報交換を行っている。



(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続

- ・当社は、社外監査役2名を含む監査役4名で監査役会を設置している。社外監査役のうち福原哲晃監査役は弁護士、丸山澄高監査役は税理士の資格を有しており、法務及び税務に関する十分な知見を有している。
- ・監査役スタッフ3名が、監査役の業務遂行をサポートしている。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

- ・当事業年度における個々の監査役の出席状況は以下のとおりである。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
常勤監査役	森川 光洋	13/13回 (100%)
常勤監査役	岡 和貴	13/13回 (100%)
監査役（社外・非常勤）	福原 哲晃	13/13回 (100%)
監査役（社外・非常勤）	丸山 澄高	13/13回 (100%)

・各監査役は、取締役会や経営会議などの重要会議に出席するほか、常勤の監査役はリスクマネジメントやコンプライアンスなどの専門委員会、また業績見通しに係る業務執行会議にも出席し、その内容については監査役会で報告している。

・監査役会では、監査報告の作成、常勤監査役の選定、監査の方針や具体的な監査計画、また、会計監査人の選解任又は不再任に関する方針やその報酬に対する同意等の決議等の事項について検討し決議を行っている。

・常勤監査役は監査役監査計画に基づき、各事業部及び管理・間接部門の各部室は全てヒアリング等による監査を行い、また関連会社に対しては往査を実施している。社外監査役もこれらの監査についてできるだけ同席、同行しているが、これらについては全て監査報告を作成し監査役会で報告している。

・また、常勤監査役は主要な事業所において業務及び財産の状況を確認するほか、営業倉庫や外注加工場など年間20箇所程度は製品の实地棚卸検査の立会いも行っている。

・なお、国内の事業所や海外を含む関連会社への往査については新型コロナウイルス感染症対策として一部Web会議システムを利用するなどして当初の監査計画をほぼ実行した。

② 内部監査の状況

当社は内部監査の組織として、社長直轄の監査室（7名）を設置している。監査室は、監査計画等に基づき、グループ会社を含めて業務運営の適正性、妥当性等を監査し、リスク管理強化等に努めている。また、関係部門と協力の上、財務報告に係る内部統制の整備、評価を実施しており、監査、評価の結果及び改善事項は社長に報告している。

監査役は、監査室から適宜情報の提供を受けるなど十分な連携を取り、監査室立会いのもと必要に応じて担当部署の責任者からのヒアリングを行っている。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

53年間

c. 業務を執行した公認会計士

伊東 昌一  
安田 秀樹

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、会計士試験合格者等11名、その他9名である。

e. 監査法人の選定方針と理由

有限責任監査法人トーマツについては、独立性、専門性及び品質管理体制を有していること、また、当社グループの理解度等を踏まえ、総合的に勘案した結果、適任と判断している。

なお、当該会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当した場合、監査役会が会計監査人を解任する。また、その他当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人に対し、監査の品質管理体制、監査チームの独立性・専門性や当社への理解度、監査報酬、監査役や経営者とのコミュニケーション、グループ監査体制、不正リスクへの対応等の項目で評価を実施しており、全ての項目で問題ないと評価している。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	79	1	83	—
連結子会社	36	1	36	2
計	115	3	119	2

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務等の委託である。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務等の委託である。

当連結会計年度の当社における非監査業務はない。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務等の委託である。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Deloitte）に対する報酬（a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	9	—	8
連結子会社	8	5	5	0
計	8	15	5	8

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、税務コンプライアンス業務及びコーポレートガバナンスコード等を踏まえた制度整備に関する助言業務等の委託である。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、税務コンサルティング業務等の委託である。

当連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、税務コンプライアンス業務等の委託である。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、税務コンサルティング業務等の委託である。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はない。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はないが、監査日数、事業の規模・特性等の要素を勘案し決定している。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切かどうかについて必要な検証を行った結果、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っている。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当社グループの中長期的な経営の方向性を踏まえ、将来の企業価値向上を図るために必要なガバナンス体制に係る仕組みの一環として、役員の報酬体系を整備している。

##### a. 役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び概要等

当社の役員報酬は、持続的な企業価値の向上を図る対価、並びに短期的には業績との連動により適切なインセンティブとして機能するよう、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会にて決議し、その中で、報酬等の決定にかかる組織及び責任、月額報酬及び業績連動報酬の決定の関する方針、個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針を定めている。

当社の役員報酬は、全て金銭報酬としており、社外取締役及び監査役を除く役員については、毎月支給する役位別固定報酬とインセンティブとしての業績連動報酬による構成としている。また、社外取締役、監査役は固定報酬のみとしている。

当社は、役員の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として設置している独立社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会の諮問を経て、取締役の報酬は取締役会にて、監査役の報酬は監査役会にて、それぞれ決定している。

当該事業年度に係る役員の個人別の報酬等の内容については、中期経営計画に基づく収益目標値に対する業績結果を受け個人別の業績連動報酬が算定されるなど、報酬委員会の諮問、答申を経て、取締役会及び監査役会にて当該方針に沿うものであると判断されている

##### b. 役員報酬水準、体系の決定方法

当社の役員報酬は、報酬委員会の諮問を経て、取締役の報酬は取締役会にて、監査役の報酬は監査役会にて、それぞれ決定している。

また、役員報酬の水準については、外部の第三者機関の調査データなども参考とし、報酬委員会での社外役員の意見等も踏まえながら、定時株主総会（1990年6月28日）で定められた役員報酬の限度額（取締役月額40百万円以内、監査役月額6百万円以内）の範囲内で、適切に決定している。

##### c. 業績連動報酬の算定と決定方法

当社の業績連動報酬制度は、中期経営計画の達成を強く動機づけることを目的に、社外取締役及び監査役を除く役員を対象として導入しており、中期経営計画に基づく収益目標値に対する当該年度の業績結果による達成度評価に基づき算定するものとしている。

業績連動報酬の割合は、標準的な水準として役位別固定報酬のおよそ1割程度を目安に設定し、その算定のベースとなる収益に係る達成度評価は、連結ベースの売上高、営業利益、当期純利益について、一定のウェイト付けの下に行うものとしている。また、業績連動報酬算定のための評価については、報酬委員会の諮問を経て、決定するものとしている。

##### <報酬委員会の役割と活動内容>

当社の報酬委員会は取締役、監査役、及び執行役員の報酬額、それに係る評価の取り扱い、報酬決定に係る制度の改廃等について、取締役会の諮問機関として、審議、委員会としての決定を行っている。なお、報酬委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立役員が過半を占める構成としている。

当事業年度の報酬委員会は3回開催し、主に以下の内容について審議・決定している。

- ・役員報酬制度の見直しについて
- ・委員選任、業績連動報酬に関する内規の検討
- ・各事業年度業績に基づく役員業績連動報酬支給について

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	138	128	9	5
監査役 (社外監査役を除く。)	36	36	—	2
社外役員	30	30	—	4

③ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
該当事項はない。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的以外の目的である投資株式は、経済的効果、事業上のメリット、将来的な取引拡大、安定的な取引の継続などの観点から保有する政策保有株式とし、純投資目的の投資株式は、政策保有株式における保有方針に従い、保有目的を純投資目的以外の目的から変更されたものとして区分している。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式について、取引先との長期的・安定的な関係の構築、営業推進等を目的に、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有するものとしている。また、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、速やかに処分・縮減していく方針であり、毎年、取締役会において個別の政策保有株式について、政策保有の意義、経済合理性等を検証し、保有継続の可否及び保有株式数を見直している。

営業取引先については、直近事業年度末における政策保有株式の投資金額等に、当社が発行会社で使用したとみなした資産の金額を加算したものに対して、発行会社が同事業年度において当社利益に寄与した金額の割合を算出し、その他取引先については、投資としての利回り水準を算出して、経済的効果や事業上のメリットの確保状況を検証している。また、十分な水準に達しない場合でも、将来的な取引拡大の可能性や継続的安定的な取引の維持などが見込めるかどうかを勘案し、保有適否を判断している。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	33	357
非上場株式以外の株式	11	1,607

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	5	11	発行会社の取引先持株会を通じて継続的に購入しているため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	2	802
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注1） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
ナガイレーベン(株)	228	228	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。	無
	624	604		
凸版印刷(株)	159	158	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。株式数の増加理由は、発行会社の取引先持株会を通じて継続的に購入しているためである。	有
	298	262		
大日本印刷(株)	100	100	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。	無
	231	230		
(株)自重堂	24	24	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。	無
	172	153		
小林製薬(株)	12	11	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。株式数の増加理由は、発行会社の取引先持株会を通じて継続的に購入しているためである。	無
	124	118		
(株)T&Dホールディングス	54	54	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。	有 (注2)
	77	48		
大成ラミック(株)	13	12	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。株式数の増加理由は、発行会社の取引先持株会を通じて継続的に購入しているためである。	無
	38	31		
(株)オンワードホールディングス	64	52	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。株式数の増加理由は、発行会社の取引先持株会を通じて継続的に購入しているためである。	有
	20	25		
イビデン(株)	1	1	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。株式数の増加理由は、発行会社の取引先持株会を通じて継続的に購入しているためである。	無
	8	3		
(株)サンエー化研	10	10	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。	無
	5	3		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注1） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
丸東産業(株)	1	1	経済的効果や事業上のメリット、将来的な取引拡大の可能性、継続的安定的な取引の維持を目的として保有している。	有
	3	2		

（注）1. 定量的な保有効果については、記載が困難である。なお、保有の合理性を検証する方法は、営業取引先については、直近事業年度末における政策保有株式の投資金額等に、当社が発行会社に使用したとみなした資産の金額を加算したものに対して、発行会社が同事業年度において当社利益に寄与した金額の割合を算出し、その他取引先については、投資としての利回り水準を算出して、経済的効果や事業上のメリットの確保状況を検証している。

2. (株)T&Dホールディングスは当社株式を保有していないが、同社子会社である大同生命保険(株)は当社株式を保有している。

#### みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注1） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
住江織物(株)	178	178	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権の保有を目的としている。	有
	405	304		
(株)T&Dホールディングス	142	142	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権の保有を目的としている。	有 (注2)
	202	125		

（注）1. 定量的な保有効果については、記載が困難である。なお、保有の合理性を検証する方法は、営業取引先については、直近事業年度末における政策保有株式の投資金額等に、当社が発行会社に使用したとみなした資産の金額を加算したものに対して、発行会社が同事業年度において当社利益に寄与した金額の割合を算出し、その他取引先については、投資としての利回り水準を算出して、経済的効果や事業上のメリットの確保状況を検証している。

2. (株)T&Dホールディングスは当社株式を保有していないが、同社子会社である大同生命保険(株)は当社株式を保有している。

#### ③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	4	195

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額（百万円）	売却損益の 合計額（百万円）	評価損益の 合計額（百万円）
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	0	△37	—

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。）に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けている。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している。

また、公益財団法人財務会計基準機構及び監査法人の行うセミナーに参加している。



1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	18,860	23,370
受取手形及び売掛金	30,953	29,182
たな卸資産	※1 29,498	※1 26,033
その他	2,961	2,595
貸倒引当金	△48	△91
流動資産合計	82,225	81,088
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	68,721	68,460
減価償却累計額	△57,862	△57,968
建物及び構築物（純額）	10,858	10,492
機械装置及び運搬具	174,830	173,493
減価償却累計額	△153,286	△153,384
機械装置及び運搬具（純額）	21,543	※3 20,108
工具、器具及び備品	8,973	8,843
減価償却累計額	△7,846	△7,833
工具、器具及び備品（純額）	1,127	1,009
土地	※5 65,191	※5 62,647
リース資産	956	895
減価償却累計額	△723	△749
リース資産（純額）	233	146
建設仮勘定	6,492	8,607
有形固定資産合計	※2 105,447	※2 103,010
無形固定資産		
その他	1,756	1,991
無形固定資産合計	1,756	1,991
投資その他の資産		
投資有価証券	※4 2,645	※4 2,498
出資金	8	7
長期貸付金	405	271
退職給付に係る資産	29	27
繰延税金資産	223	219
その他	1,067	1,353
貸倒引当金	△84	△65
投資その他の資産合計	4,296	4,312
固定資産合計	111,500	109,314
資産合計	193,726	190,403

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,922	13,606
短期借入金	※2 2,288	※2 2,130
1年内返済予定の長期借入金	※2,※7 2,675	※2,※7 2,664
リース債務	363	153
未払法人税等	284	923
賞与引当金	1,710	1,770
製品改修引当金	42	40
その他	8,949	10,056
流動負債合計	31,237	31,346
固定負債		
長期借入金	※2,※7 94,631	※2,※7 92,002
リース債務	162	224
繰延税金負債	7,824	7,884
再評価に係る繰延税金負債	※5 3,579	※5 3,169
訴訟損失引当金	※8 2,566	—
退職給付に係る負債	14,333	14,324
その他	458	258
固定負債合計	123,554	117,864
負債合計	154,792	149,211
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	13,218	13,126
利益剰余金	21,559	25,695
自己株式	△56	△57
株主資本合計	34,821	38,865
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	361	480
繰延ヘッジ損益	△11	16
土地再評価差額金	※5 6,412	※5 6,313
為替換算調整勘定	△3,521	△4,374
退職給付に係る調整累計額	△2,581	△1,823
その他の包括利益累計額合計	660	611
非支配株主持分	※5 3,451	※5 1,715
純資産合計	38,933	41,192
負債純資産合計	193,726	190,403

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	119,537	110,375
売上原価	※1,※3 92,156	※1,※3 83,220
売上総利益	27,380	27,154
販売費及び一般管理費	※2,※3 21,913	※2,※3 21,136
営業利益	5,467	6,018
営業外収益		
受取利息	76	36
受取配当金	83	76
持分法による投資利益	13	—
為替差益	—	139
受取賃貸料	121	81
助成金収入	—	357
その他	230	294
営業外収益合計	525	985
営業外費用		
支払利息	1,174	1,167
持分法による投資損失	—	0
為替差損	308	—
シンジケートローン組成費用	869	—
その他	486	453
営業外費用合計	2,839	1,622
経常利益	3,153	5,381
特別利益		
固定資産売却益	※4 83	※4 198
投資有価証券売却益	0	734
受取保険金	—	3,676
特別利益合計	84	4,610
特別損失		
固定資産売却損	—	※5 386
減損損失	※8 1,043	※8 3,397
固定資産処分損	※6 1,278	※6 817
固定資産圧縮損	—	199
事業構造改善費用	※7 30	※7 383
訴訟損失	—	70
訴訟損失引当金繰入額	2,566	—
その他	48	66
特別損失合計	4,967	5,321
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△1,728	4,669
法人税、住民税及び事業税	600	1,212
法人税等調整額	△129	△411
法人税等合計	471	800
当期純利益又は当期純損失(△)	△2,200	3,869
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△41	5
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△2,158	3,864

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△2,200	3,869
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1	118
繰延ヘッジ損益	66	30
為替換算調整勘定	74	△965
退職給付に係る調整額	△36	757
その他の包括利益合計	※ 102	※ △58
包括利益	△2,097	3,811
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△2,069	3,914
非支配株主に係る包括利益	△27	△103

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	13,218	24,040	△56	37,302
当期変動額					
剰余金の配当			△321		△321
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△2,158		△2,158
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—
土地再評価差額金の取崩					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△0	△2,480	△0	△2,480
当期末残高	100	13,218	21,559	△56	34,821

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	363	△69	6,412	△3,589	△2,545	571	3,479	41,352
当期変動額								
剰余金の配当								△321
親会社株主に帰属する当期純損失（△）								△2,158
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								—
土地再評価差額金の取崩								—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1	58		68	△36	88	△27	61
当期変動額合計	△1	58	—	68	△36	88	△27	△2,419
当期末残高	361	△11	6,412	△3,521	△2,581	660	3,451	38,933

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	13,218	21,559	△56	34,821
当期変動額					
剰余金の配当			△321		△321
親会社株主に帰属する当期純利益			3,864		3,864
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分					－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△91			△91
土地再評価差額金の取崩			592		592
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△91	4,135	△0	4,043
当期末残高	100	13,126	25,695	△57	38,865

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	361	△11	6,412	△3,521	△2,581	660	3,451	38,933
当期変動額								
剰余金の配当								△321
親会社株主に帰属する当期純利益								3,864
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△91
土地再評価差額金の取崩								592
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	118	27	△98	△853	757	△48	△1,736	△1,784
当期変動額合計	118	27	△98	△853	757	△48	△1,736	2,258
当期末残高	480	16	6,313	△4,374	△1,823	611	1,715	41,192

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△1,728	4,669
減価償却費	5,333	4,990
減損損失	1,043	3,397
固定資産圧縮損	—	199
事業構造改善費用	30	383
訴訟損失	—	70
訴訟損失引当金繰入額	2,566	—
受取保険金	—	△3,676
貸倒引当金の増減額(△は減少)	33	25
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	1,120	766
製品改修引当金の増減額(△は減少)	△30	△1
その他の引当金の増減額(△は減少)	57	64
支払利息	1,174	1,167
固定資産処分損益(△は益)	1,278	817
固定資産売却損益(△は益)	△83	188
投資有価証券売却損益(△は益)	△0	△734
売上債権の増減額(△は増加)	4,314	1,622
たな卸資産の増減額(△は増加)	97	3,355
仕入債務の増減額(△は減少)	△3,083	△1,266
その他	△725	△1,214
小計	11,398	14,825
利息及び配当金の受取額	159	114
利息の支払額	△1,178	△1,118
法人税等の支払額	△1,060	△389
保険金の受取額	478	4,075
訴訟関連損失の支払額	—	△2,636
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,797	14,869
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額(△は増加)	△205	△110
投資有価証券の取得による支出	△10	△11
投資有価証券の売却による収入	22	1,036
有形固定資産の取得による支出	△9,170	△6,708
有形固定資産の売却による収入	511	596
有形固定資産の除却による支出	△966	△589
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	197
その他	△372	△582
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,192	△6,171
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△113	133
長期借入れによる収入	97,126	110
長期借入金の返済による支出	△99,993	△2,667
配当金の支払額	△321	△321
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△1,230
その他	△181	△165
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,482	△4,141
現金及び現金同等物に係る換算差額	△51	△156
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△3,927	4,399
現金及び現金同等物の期首残高	22,122	18,194
現金及び現金同等物の期末残高	※ 18,194	※ 22,593

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 28社

主要な連結子会社の名称

日本エステル㈱

ユニチカトレーディング㈱

なお、当連結会計年度の連結子会社の異動は、新規設立による増加1社、保有株式の譲渡による減少1社である。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

㈱赤穂ユニテックサービス

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも少額であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いている。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

会社名

㈱赤穂ユニテックサービス

(2) 持分法適用の関連会社数 2社

主要な会社名

㈱アドール

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、その決算日が連結決算日と異なる会社は12社であり、それぞれの決算日は次のとおりである。

12月31日・・・P.T. EMBLEM ASIA等 11社

2月28日・・・UNITIKA (HONG KONG) LTD.

連結財務諸表の作成にあたっては、当該会社の決算日現在の財務諸表を使用し、当連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(イ)時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

(ロ)時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)



(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法。ただし、一部の連結子会社は定額法。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりである。
- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 2～60年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～22年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与（執行役員の報酬額の業績連動部分を含む。）に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

③ 製品改修引当金

過去に納入した製品に不具合のあることが判明したことに伴い、今後発生すると見込まれる製品改修に係る支出に備えるため、必要と認められる額を見積り計上している。

④ 訴訟損失引当金

係争中の損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として13年）の年数による定額法により処理している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として13年）の年数による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理している。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めている。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりである。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債権債務及び予定取引

③ ヘッジ方針

当社及び子会社は、「権限規程」等の内規に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、単なる投機又は投機に類する目的でのデリバティブ取引は行っていない。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の累計を基礎にヘッジ有効性を評価している。

ただし、振当処理を行った為替予約については、有効性の評価を省略している。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

(8) 消費税等の処理

税抜方式によっている。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて

(重要な会計上の見積り)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債

##### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 219百万円

繰延税金負債 7,884百万円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、その回収可能性を考慮して、評価性引当額を計上している。評価性引当額を計上する際には、将来の課税所得を合理的に見積もっている。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積もりに依存するので、その見積額が減少した場合は、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性がある。

#### 2. 退職給付に係る負債

##### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

退職給付に係る負債 14,324百万円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、退職給付債務及び費用について、その計算の際に設定される前提条件に基づいて予測し、算出している。これらの前提条件には、割引率、長期期待運用収益率のほか退職率、予想昇給率などが含まれている。予測と実際の差額は、発生した連結会計年度に債務認識している。この前提条件は妥当なものと考えているが、予測と実際との差異または前提条件の変更により、当社グループの退職給付債務及び費用に影響を与える可能性がある。

#### 3. 固定資産の減損

##### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産 103,010百万円

無形固定資産 1,991百万円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別にグルーピングを行っている。減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスとなる見込みとなる場合や固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしている。固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定している。減損の兆候、認識の判定及び測定に当たっては慎重に検討しているが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、追加の減損処理が必要となる可能性がある。

なお、海外子会社であるTHAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.については、前連結会計年度において減損損失を1,043百万円計上しており、引き続き減損の兆候が認められるが、当連結会計年度において、将来の販売数量拡大の見込みに基づき将来キャッシュ・フローを見積り、有形固定資産（当連結会計年度末の有形固定資産残高：1,622百万円）の減損の認識判定を行った結果、回収可能と判断している。

#### 4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、当社グループは外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、今後、2022年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っている。なお、この事象は不確実性が高く、その影響が長期化した場合には将来において損失が発生する可能性がある。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものである。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされている。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用する。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中である。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものである。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされている。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用する。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中である。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載している。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載していない。

(追加情報)

当社が、愛知県豊橋市 (以下「豊橋市」) から1951年に譲り受けた工場用地を第三者に売却したことは、用地を譲り受けた際の契約に違反するとして、豊橋市住民が豊橋市長に対し、当社に対して損害賠償金の支払等を請求するよう求めていた訴訟 (当社は補助参加人として参加) について、最高裁判所第三小法廷決定により、名古屋高等裁判所の判決が確定した。当判決に従い、2,609百万円の損害賠償金及び遅延損害金を支払った。

(連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
商品及び製品	19,136百万円	17,128百万円
仕掛品	6,800	5,962
原材料及び貯蔵品	3,560	2,942

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産	85,142百万円 (82,979百万円)	83,077百万円 (80,893百万円)

担保付債務は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
短期借入金	60百万円 ( 60百万円)	60百万円 ( 60百万円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	72,134 (70,389 )	71,187 (69,443 )
計	72,194 (70,449 )	71,247 (69,503 )
上記の資産に対する根抵当権の極度額	3,500 ( 3,500 )	3,500 ( 3,500 )

上記のうち、( ) 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示している。

※3 圧縮記帳

当連結会計年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、機械装置及び運搬具199百万円である。

※4 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券 (株式)	525百万円	522百万円

※5 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号及び平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、当社及び一部の連結子会社事業用土地の再評価を行い、この再評価差額（税金相当額控除後）を純資産の部に計上している。

[連結子会社]

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により評価

・再評価を行った年月日

2000年3月31日

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	△3,876百万円	△1,504百万円

[当社]

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令第119号）第2条第4号に定める標準地の路線価に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により評価

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	△431百万円	598百万円

6 その他

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結している。連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	—	—
借入未実行残高	5,000	5,000

## ※7 財務制限条項

当社は、2020年3月24日付で株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする金銭消費貸借契約を締結した。当該契約には、財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、多数貸付人の請求に基づくエージェントの当社に対する通知により、当社は全貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちに本貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての金員を支払う。なお、本契約における財務制限条項は以下のとおりである。

①当社は、本契約締結日又はそれ以降に終了する当社の各年度の決算期の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2019年3月に終了する決算期の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。

②当社は、本契約締結日又はそれ以降に終了する当社の各年度の決算期に係る当社の連結の損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純損益に関して、それぞれ2期連続して当期純損失を計上しないことを確約する。

なお、連結会計年度末における財務制限条項が付されている借入金残高は以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	2,500百万円	2,500百万円
長期借入金	89,478	86,978

## ※8 訴訟損失引当金の内容は次のとおりである。

前連結会計年度（2020年3月31日）

当社が、愛知県豊橋市（以下「豊橋市」）から1951年に譲り受けた工場用地を第三者に売却したことは、用地を譲り受けた際の契約に違反するとして、豊橋市住民が豊橋市長に対し、当社に対して損害賠償金の支払等を請求するよう求めていた訴訟の控訴審（当社は補助参加人として参加）で、2019年7月16日に名古屋高等裁判所は、豊橋市長に対し、2,094百万円の損害賠償金及び遅延損害金の支払を請求するよう命ずる判決を言い渡した。

なお、当社、豊橋市長及び豊橋市住民は、本判決に対し上告及び上告受理申立てをしており、当社は、本判決に基づき合理的に算出した金額を見積もり、訴訟損失引当金2,566百万円を計上している。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はない。

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれている。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
650百万円	990百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
貸倒引当金繰入額	56百万円	39百万円
賞与引当金繰入額	836	850
退職給付費用	711	720
減価償却費	694	586
運送費及び保管料	4,444	4,473
賃金	4,878	4,955
技術研究費	3,334	3,319

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりである。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
3,624百万円	3,639百万円

※4 固定資産売却益の内訳  
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)  
主として土地の売却益である。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)  
主として機械装置及び運搬具の売却益である。

※5 固定資産売却損の内訳  
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)  
該当事項はない。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)  
主として土地の売却損である。

※6 固定資産処分損の内訳  
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)  
主として建物及び構築物の除却損である。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)  
主として建物及び構築物の除却損である。



※7 事業構造改善費用

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

子会社の事業撤退に伴う整理損失（199 百万円）及び子会社の割増退職金の発生額（183 百万円）である。

※8 減損損失

減損損失の内容は、次のとおりである。

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

以下の資産グループについて減損損失を計上している。

場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)
タイ バトゥムタニ県 (THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.)	機能資材事業	機械装置及び運搬具	1,043

当社グループは、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別にグルーピングを行っている。

前連結会計年度において、収益性が低下した事業用資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値にて算定している。使用価値は将来キャッシュ・フローを3.5%で割り引いて算定している。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社グループは3,397百万円の減損損失を計上している。このうち、重要な減損損失は以下のとおりである。

場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)
大阪府 三島郡 (大阪染工株式会社)	繊維事業	土地、機械装置及び運搬具 他	2,553
京都府 宇治市 (ユニチカ株式会社 産業繊維事業部)	機能資材事業	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具	102
愛知県 岡崎市 (ユニチカ株式会社 産業繊維事業部)	機能資材事業	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具他	726

当社グループは、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別にグルーピングを行っている。

当連結会計年度において、収益性が低下した事業用資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。

なお、当資産グループの回収可能価額は、大阪染工株式会社については、不動産鑑定評価基準に基づいて算定した正味売却可能価額としている。ユニチカ株式会社 産業繊維事業部については、使用価値にて算定している。使用価値は将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定している。

当連結会計年度より、新中期経営計画推進に向けて組織運営体制を変更し、当社グループ内の管理区分を見直したことに伴い、報告セグメントを従来の「高分子事業」、「機能材事業」、「繊維事業」から、「高分子事業」、「機能資材事業」、「繊維事業」の区分に変更している。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△46百万円	110百万円
組替調整額	43	61
税効果調整前	△2	171
税効果額	0	△52
その他有価証券評価差額金	△1	118
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	83	40
組替調整額	—	—
税効果調整前	83	40
税効果額	△17	△9
繰延ヘッジ損益	66	30
為替換算調整勘定：		
当期発生額	74	△965
組替調整額	—	—
為替換算調整勘定	74	△965
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△424	342
組替調整額	388	414
退職給付に係る調整額	△36	757
その他の包括利益合計	102	△58

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	57,752	—	—	57,752
A種種類株式	21	—	—	21
B種種類株式	2	—	—	2
合計	57,776	—	—	57,776
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	93	0	0	94
合計	93	0	0	94

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株である。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、売渡による減少0千株である。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	A種種類株式	260百万円	12,000円	2019年3月31日	2019年6月28日
	B種種類株式	60百万円	23,740円	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	A種種類株式	260百万円	利益剰余金	12,000円	2020年3月31日	2020年6月29日
	B種種類株式	60百万円	利益剰余金	23,740円	2020年3月31日	2020年6月29日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	57,752	—	—	57,752
A種種類株式	21	—	—	21
B種種類株式	2	—	—	2
合計	57,776	—	—	57,776
自己株式				
普通株式（注）	94	0	—	95
合計	94	0	—	95

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株である。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	A種種類株式	260百万円	12,000円	2020年3月31日	2020年6月29日
	B種種類株式	60百万円	23,740円	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	A種種類株式	260百万円	利益剰余金	12,000円	2021年3月31日	2021年6月30日
	B種種類株式	60百万円	利益剰余金	23,740円	2021年3月31日	2021年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	18,860百万円	23,370百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△666	△777
現金及び現金同等物	18,194	22,593

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)

1. リース資産の内容

有形固定資産

主として、生産設備 (機械装置及び運搬具) である。

2. リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達している。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日である。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資などに係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後10年以内である。これら債務には、金利の変動リスクに晒されているものがある。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引である。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、権限規程に従い、営業債権について、各事業部門におけるスタッフが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。連結子会社についても、当社の権限規程に準じて、同様の管理を行っている。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識している。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしている。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っている。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていない（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	18,860	18,860	—
(2) 受取手形及び売掛金	30,953	30,953	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,680	1,680	—
資産計	51,494	51,494	—
(1) 支払手形及び買掛金	14,922	14,922	—
(2) 短期借入金	2,288	2,288	—
(3) 長期借入金	97,306	97,274	32
負債計	114,517	114,485	32
デリバティブ取引（※1）			
ヘッジ会計が適用されているもの	(13)	(13)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権及び債務は純額で表示している。合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示している。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	23,370	23,370	—
(2) 受取手形及び売掛金	29,182	29,182	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,607	1,607	—
資産計	54,159	54,159	—
(1) 支払手形及び買掛金	13,606	13,606	—
(2) 短期借入金	2,130	2,130	—
(3) 長期借入金	94,667	94,656	11
負債計	110,404	110,393	11
デリバティブ取引（※1）			
ヘッジ会計が適用されているもの	23	23	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権及び債務は純額で表示している。合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってい  
る。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってい  
る。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り  
引いて算定する方法によっている。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」に記載のとおりである。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	439	369
非連結子会社株式及び関連会社株式	525	522

非上場株式、非連結子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを  
見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には  
含めていない。



3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	18,860	—	—	—
受取手形及び売掛金	30,953	—	—	—
合計	49,814	—	—	—

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	23,370	—	—	—
受取手形及び売掛金	29,182	—	—	—
合計	52,552	—	—	—

4. 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,288	—	—	—	—	—
長期借入金	2,675	2,657	91,912	17	9	34
合計	4,964	2,657	91,912	17	9	34

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,130	—	—	—	—	—
長期借入金	2,664	91,845	101	8	8	38
合計	4,795	91,845	101	8	8	38

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,195	568	627
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,195	568	627
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	484	590	△106
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	484	590	△106
合計		1,680	1,159	520

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,355	634	720
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,355	634	720
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	251	279	△27
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	251	279	△27
合計		1,607	914	692

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	22	0	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	22	0	—

当連結会計年度 (2021年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1,036	734	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	1,036	734	—

### 3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（2020年3月31日）

前連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損を48百万円を計上している。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っている。

当連結会計年度（2021年3月31日）

当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損を24百万円を計上している。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っている。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はない。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の算定方法	
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建	売掛金、買掛金及 び設備関係未払金 (予定取引)	米ドル	0	—	0	取引先金融機関 より提示された 価格等に基づき 算定している。
	ユーロ		8	—	△0		
	買建		米ドル	324	—	10	
	ユーロ		316	—	△23		
	タイバーツ		2	—	△0		
	為替予約取引 売建		売掛金及び買掛金	米ドル	472	—	
	ポンド	8		—	—		
	ユーロ	43		—	—		
	買建	米ドル		716	—	—	

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、予定取引に係るものを除き、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、「金融商品関係」に記載の売掛金及び買掛金の時価を含めて記載している。

当連結会計年度 (2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の算定方法	
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建	売掛金、買掛金及 び設備関係未払金 (予定取引)	米ドル	3	—	△0	取引先金融機関 より提示された 価格等に基づき 算定している。
	ポンド		105	—	△1		
	ユーロ		—	—	—		
	買建		米ドル	—	—	—	
	ユーロ		579	—	25		
	タイバーツ		—	—	—		
	為替予約取引 売建	売掛金及び買掛金	米ドル	607	—	(注)	
	ポンド		55	—	—		
	ユーロ		42	—	—		
	買建		米ドル	5	—		

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、予定取引に係るものを除き、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、「金融商品関係」に記載の売掛金及び買掛金の時価を含めて記載している。

(2) 金利関連

該当事項はない。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を設けている。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算上の退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合がある。一部の海外連結子会社でも確定給付型の制度を設けている。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	14,400百万円	15,233百万円
勤務費用	1,143	1,331
利息費用	52	55
数理計算上の差異の発生額	198	154
退職給付の支払額	△551	△1,077
その他	△8	△17
退職給付債務の期末残高	15,233	15,679

(注) 簡便法を適用した制度を含んでいる。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	1,244百万円	930百万円
数理計算上の差異の発生額	△225	498
事業主からの拠出額	7	6
退職給付の支払額	△96	△52
年金資産の期末残高	930	1,382

(注) 簡便法を適用した制度を含んでいる。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	14,052百万円	14,709百万円
年金資産	△930	△1,382
	13,122	13,327
非積立制度の退職給付債務	1,181	970
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14,303	14,297
退職給付に係る負債	14,333	14,324
退職給付に係る資産	29	27
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14,303	14,297

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	1,143百万円	1,331百万円
利息費用	52	55
数理計算上の差異の費用処理額	438	463
過去勤務費用の費用処理額	△50	△50
確定給付制度に係る退職給付費用	1,583	1,800

(注) 上記のほか、割増退職金を前連結会計年度25百万円、当連結会計年度183百万円計上している。

- (5) 退職給付に係る調整額  
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	△50百万円	△50百万円
数理計算上の差異	14	807
合 計	△36	757

- (6) 退職給付に係る調整累計額  
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	50百万円	－百万円
未認識数理計算上の差異	△2,631	△1,823
合 計	△2,581	△1,823

- (7) 年金資産に関する事項

- ① 年金資産の主な内訳  
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
株式	84%	88%
債券	－	－
現金及び預金	1	2
その他	15	10
合 計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度84%、当連結会計年度90%含まれている。

- ② 長期期待運用収益率の設定方法

当社の年金資産は退職給付信託がその大部分を占めており、その評価損益及び実現損益に基づく長期期待運用収益率の見積りが困難であるため、長期期待運用収益率を設定していない。

- (8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	0.4%	0.4%
長期期待運用収益率	－	－

(注) 退職給付債務の計算には予想昇給率は使用していない。

### 3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度155百万円、当連結会計年度160百万円である。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はない。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	21百万円	40百万円
賞与引当金	527	547
退職給付に係る負債	5,014	5,065
製品改修引当金	14	14
訴訟損失引当金	785	—
減損損失	1,948	2,817
税務上の繰越欠損金(注)2	8,277	7,264
固定資産等未実現利益消去額	1,006	1,007
たな卸資産	188	239
その他	1,136	1,079
繰延税金資産小計	18,920	18,073
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△7,656	△6,778
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△8,425	△8,480
評価性引当額小計(注)1	△16,082	△15,258
繰延税金資産合計	2,838	2,815
繰延税金負債		
退職給付信託	△573	△555
土地	△9,704	△9,704
その他有価証券評価差額金	△159	△211
繰延ヘッジ損益	—	△7
その他	△0	△0
繰延税金負債合計	△10,438	△10,480
繰延税金資産・負債(△)の純額	△7,600	△7,664

(注) 1. 評価性引当額が823百万円減少している。この減少の主な内容は、当連結会計年度において訴訟損失引当金を取り崩したこと及び親会社における税務上の繰越欠損金911百万円(法定実効税率を乗じた額)について評価性引当額を認識しなくなったことに伴うものである。

## 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	164	588	309	855	5,166	1,193	8,277百万円
評価性引当額	△164	△588	△309	△855	△4,549	△1,190	△7,656
繰延税金資産	—	—	—	—	617	3	(b)620

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(b) 税務上の繰越欠損金8,277百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産620百万円を計上している。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためである。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	565	283	852	4,140	504	917	7,264百万円
評価性引当額	△565	△283	△852	△3,654	△504	△917	△6,778
繰延税金資産	—	—	—	485	—	0	(b)485

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(b) 税務上の繰越欠損金7,264百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産485百万円を計上している。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためである。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
連結子会社税率差異	△10.8	△1.0
加算永久差異	△20.8	2.0
減算永久差異	14.4	△2.0
住民税均等割	△3.0	1.1
税額控除	5.8	△4.6
繰延税金資産に対する評価性引当額増減	△44.2	△0.8
土地再評価差額金	—	△9.0
税率変更による繰延税金修正	—	0.2
税効果未認識未実現損益	0.1	0.1
関係会社株式売却益	—	0.6
持分法による投資損益	0.2	0.0
その他	0.4	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△27.3	17.1

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社は、本社に製品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。

したがって、当社は、事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「高分子事業」、「機能資材事業」、「繊維事業」の3つを報告セグメントとしている。

「高分子事業」はフィルム、樹脂の製造・販売を行っている。「機能資材事業」はガラス繊維、不織布等の製造・販売を行っている。「繊維事業」は各種繊維（糸・綿・織編物等）の製造・販売を行っている。

当連結会計年度より、新中期経営計画推進に向けて組織運営体制を変更し、当社グループ内の管理区分を見直したことに伴い、報告セグメントを従来の「高分子事業」、「機能材事業」、「繊維事業」から、「高分子事業」、「機能資材事業」、「繊維事業」の区分に変更している。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分方法により作成したものを記載している。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一である。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいている。



3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	高分子 事業	機能資 材事業	繊維事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	45,705	32,338	41,354	119,399	137	119,537	—	119,537
セグメント間の内部売上 高又は振替高	7,670	4,357	317	12,346	18	12,364	△12,364	—
計	53,376	36,696	41,672	131,745	156	131,901	△12,364	119,537
セグメント利益又は損失 (△)	5,720	4	8	5,733	△289	5,444	23	5,467
セグメント資産	84,081	63,917	30,514	178,512	1,041	179,554	14,171	193,726
その他の項目								
減価償却費	2,751	1,628	249	4,629	3	4,633	700	5,333
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	6,207	1,833	243	8,283	24	8,308	1,398	9,707

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである。

2. 調整額は以下のとおりである。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額23百万円は、セグメント間取引消去によるものである。
- (2) セグメント資産の調整額14,171百万円には、親会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)並びに管理及び研究開発部門に係る資産等が含まれている。
- (3) 減価償却費の調整額700百万円は、各報告セグメントに配分していない共通の資産に係る減価償却費である。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,398百万円は、各報告セグメントに配分していない共通の資産の増加額である。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	高分子 事業	機能資 材事業	繊維事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	41,436	29,628	39,278	110,343	31	110,375	—	110,375
セグメント間の内部売上 高又は振替高	7,256	4,578	307	12,142	—	12,142	△12,142	—
計	48,693	34,207	39,586	122,486	31	122,518	△12,142	110,375
セグメント利益又は損失 (△)	5,682	792	△368	6,105	△78	6,027	△9	6,018
セグメント資産	81,710	63,623	24,608	169,942	1,239	171,181	19,221	190,403
その他の項目								
減価償却費	2,644	1,512	240	4,398	2	4,400	589	4,990
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,611	2,580	206	6,399	5	6,404	1,700	8,104

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである。

2. 調整額は以下のとおりである。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△9百万円は、セグメント間取引消去によるものである。
- (2) セグメント資産の調整額19,221百万円には、親会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)並びに管理及び研究開発部門に係る資産等が含まれている。

- (3) 減価償却費の調整額589百万円は、各報告セグメントに配分していない共通の資産に係る減価償却費である。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,700百万円は、各報告セグメントに配分していない共通の資産の増加額である。
3. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
95,180	17,600	6,755	119,537

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
93,278	11,931	236	105,447

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略している。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
89,273	15,941	5,160	110,375

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
91,722	11,107	180	103,010

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】  
前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	高分子事業	機能資材事業	繊維事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	1,043	—	—	—	1,043

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	高分子事業	機能資材事業	繊維事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	844	2,553	—	—	3,397

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はない。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はない。

【関連当事者情報】

該当事項はない。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	188円37銭	257円67銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△43円01銭	61円44銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	30円85銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していない。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	38,933	41,192
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	28,072	26,336
(うち種類株式の払込金額(百万円))	(24,299)	(24,299)
(うち優先配当額(百万円))	(321)	(321)
(うち非支配株主持分(百万円))	(3,451)	(1,715)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	10,861	14,856
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	57,658	57,657

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△2,158	3,864
普通株主に帰属しない金額(百万円)	321	321
(うち優先配当額(百万円))	(321)	(321)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△2,480	3,542
普通株式の期中平均株式数(千株)	57,658	57,657
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	321
(うち優先配当額(百万円))	—	(321)
普通株式増加数(千株)	—	67,622
(うち優先株式数(千株))	—	(67,622)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

## (重要な後発事象)

該当事項はない。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はない。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,288	2,130	1.26	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,675	2,664	1.09	—
1年以内に返済予定のリース債務	363	153	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	94,631	92,002	1.10	2031年2月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	162	224	—	2027年3月
その他有利子負債				
従業員預り金（1年以内返済）	2,789	2,974	1.33	—
その他（1年以内返済）	15	15	0.00	—
合計	102,926	100,165	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していない。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	91,845	101	8	8
リース債務	57	54	40	36

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略している。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	27,290	54,848	81,653	110,375
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	672	4,169	5,443	4,669
親会社株主に帰属する四半期 純利益(百万円)	315	3,731	4,622	3,864
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	4.09	61.93	75.97	61.44

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 (△)(円)	4.09	57.84	14.05	△14.53

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,221	15,065
受取手形	1,455	1,317
電子記録債権	1,389	1,453
売掛金	※2 19,196	※2 17,343
商品及び製品	13,251	11,961
仕掛品	1,935	1,611
原材料及び貯蔵品	1,484	1,087
前渡金	125	178
前払費用	564	499
関係会社短期貸付金	8,149	9,397
営業外受取手形	1,936	1,966
短期債権	※2 1,057	※2 1,015
その他	—	24
貸倒引当金	△11	△10
流動資産合計	60,756	62,911
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,494	5,301
構築物	1,217	1,307
機械及び装置	9,352	※3 9,193
車両運搬具	30	32
工具、器具及び備品	804	727
土地	54,203	53,687
リース資産	77	58
建設仮勘定	1,260	1,849
有形固定資産合計	※1 72,441	※1 72,157
無形固定資産		
ソフトウェア	1,586	1,817
その他	9	8
無形固定資産合計	1,596	1,825
投資その他の資産		
投資有価証券	2,107	1,964
関係会社株式	21,476	21,040
出資金	3	3
関係会社出資金	2,031	2,031
関係会社長期貸付金	22,883	24,288
破産更生債権等	10	6
長期前払費用	226	589
長期差入保証金	279	272
その他	54	53
貸倒引当金	△10,994	△12,790
投資損失引当金	△25	△4
投資その他の資産合計	38,054	37,456
固定資産合計	112,092	111,440
資産合計	172,848	174,351

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	704	570
買掛金	※2 9,574	※2 8,506
短期借入金	500	500
1年内返済予定の長期借入金	※1, ※5 2,500	※1, ※5 2,500
リース債務	279	56
未払金	※2 839	※2 1,343
未払費用	※2 1,060	※2 990
未払法人税等	141	732
前受金	※2 136	※2 100
預り金	※2 566	※2 2,605
従業員預り金	2,759	2,939
賞与引当金	1,038	1,058
役員賞与引当金	—	9
その他	※2 1,087	※2 1,775
流動負債合計	21,188	23,688
固定負債		
長期借入金	※1, ※5 89,478	※1, ※5 86,978
リース債務	57	207
繰延税金負債	9,160	9,253
再評価に係る繰延税金負債	2,352	2,299
長期預り保証金	15	15
退職給付引当金	10,625	11,587
訴訟損失引当金	※7 2,566	—
資産除去債務	50	77
その他	※2 345	※2 155
固定負債合計	114,651	110,574
負債合計	135,840	134,262
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	25	25
その他資本剰余金	13,251	13,251
資本剰余金合計	13,276	13,276
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	18,771	21,633
利益剰余金合計	18,771	21,633
自己株式	△55	△55
株主資本合計	32,093	34,955
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	361	480
繰延ヘッジ損益	△0	17
土地再評価差額金	4,553	4,635
評価・換算差額等合計	4,915	5,133
純資産合計	37,008	40,088
負債純資産合計	172,848	174,351

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	※1 76,150	※1 69,978
売上原価	※1 56,705	※1 50,529
売上総利益	19,444	19,449
販売費及び一般管理費	※1,※2 14,308	※1,※2 13,944
営業利益	5,136	5,504
営業外収益		
受取利息	※1 393	※1 412
受取配当金	81	75
為替差益	—	378
受取賃貸料	※1 147	※1 106
その他	※1 242	※1 365
営業外収益合計	865	1,338
営業外費用		
支払利息	※1 1,128	※1 1,114
賃貸施設維持費	41	42
為替差損	288	—
シンジケートローン組成費用	869	—
その他	※1 448	※1 497
営業外費用合計	2,777	1,653
経常利益	3,224	5,189
特別利益		
固定資産売却益	34	21
投資有価証券売却益	—	734
関係会社株式売却益	—	87
投資損失引当金戻入額	13	21
受取保険金	—	3,676
特別利益合計	47	4,540
特別損失		
固定資産売却損	—	386
減損損失	—	※3 829
固定資産処分損	1,189	708
固定資産圧縮損	—	199
投資有価証券評価損	48	24
関係会社株式評価損	644	1,543
貸倒引当金繰入額	632	1,800
訴訟損失引当金繰入額	2,566	—
訴訟損失	—	70
その他	—	39
特別損失合計	5,080	5,600
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△1,808	4,129
法人税、住民税及び事業税	406	882
法人税等調整額	△139	△19
法人税等合計	267	863
当期純利益又は当期純損失(△)	△2,075	3,265



③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100	25	13,251	13,276	21,168	21,168
当期変動額						
剰余金の配当					△321	△321
当期純損失（△）					△2,075	△2,075
自己株式の取得						
自己株式の処分			△0	△0		
土地再評価差額金の取崩						-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	△0	△0	△2,397	△2,397
当期末残高	100	25	13,251	13,276	18,771	18,771

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△54	34,491	362	△0	4,553	4,915	39,406
当期変動額							
剰余金の配当		△321					△321
当期純損失（△）		△2,075					△2,075
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	0	0					0
土地再評価差額金の取崩							-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△0	0		△0	△0
当期変動額合計	△0	△2,397	△0	0	-	△0	△2,398
当期末残高	△55	32,093	361	△0	4,553	4,915	37,008

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100	25	13,251	13,276	18,771	18,771
当期変動額						
剰余金の配当					△321	△321
当期純利益					3,265	3,265
自己株式の取得						
自己株式の処分						
土地再評価差額金の取崩					△82	△82
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	2,862	2,862
当期末残高	100	25	13,251	13,276	21,633	21,633

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△55	32,093	361	△0	4,553	4,915	37,008
当期変動額							
剰余金の配当		△321					△321
当期純利益		3,265					3,265
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分		－					－
土地再評価差額金の取崩		△82					△82
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			118	17	82	218	218
当期変動額合計	△0	2,861	118	17	82	218	3,080
当期末残高	△55	34,955	480	17	4,635	5,133	40,088

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

時価のないもの・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・・・・・・・・時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### (4) 長期前払費用

期間で均等に償却

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### (2) 投資損失引当金

関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案し、損失負担見込額を計上している。

#### (3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与（執行役員の報酬額の業績連動部分を含む。）に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

#### (4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込み額に基づき計上している。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び退職給付に係る信託資産の見込額に基づき計上している。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として13年）の年数による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として13年）の年数による定額法により、それぞれ発生の翌年度から費用処理している。

#### (6) 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上している。

#### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

##### (2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用している。

##### (3) 消費税等の処理方法

税抜方式によっている。

##### (4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

##### (5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいてる。

(重要な会計上の見積り)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債

##### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 9,253百万円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)1.(2)」の内容と同一である。

#### 2. 退職給付引当金

##### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

退職給付引当金 11,587百万円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)2.(2)」の内容と同一である。

#### 3. 固定資産の減損

##### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産 72,157百万円

無形固定資産 1,825百万円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)3.(2)」の内容と同一である。

#### 4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響について

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)4.」の内容と同一である。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載している。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していない。

(追加情報)

(訴訟について)

当社が、愛知県豊橋市（以下「豊橋市」）から1951年に譲り受けた工場用地を第三者に売却したことは、用地を譲り受けた際の契約に違反するとして、豊橋市住民が豊橋市長に対し、当社に対して損害賠償金の支払等を請求するよう求めていた訴訟（当社は補助参加人として参加）について、最高裁判所第三小法廷決定により、名古屋高等裁判所の判決が確定した。当判決に従い、2,609百万円の損害賠償金及び遅延損害金を支払った。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
有形固定資産	68,928百万円	68,666百万円
担保に係る債務		
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	67,059百万円	66,231百万円
その他	3,500	3,500
計	70,559	69,731

上記のほか、以下の子会社の有形固定資産が上記債務の担保に供されている。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
大阪染工㈱	4,885百万円	2,920百万円
ユニチカテキスタイル㈱	1,848	1,853
ユニチカグラスファイバー㈱	2,638	2,734

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	4,209百万円	4,434百万円
短期金銭債務	2,653	4,605
長期金銭債務	159	89

※3 圧縮記帳

当事業年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、機械及び装置199百万円である。

4 その他

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結している。事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりである。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	—	—
借入未実行残高	5,000	5,000

※5 財務制限条項

当社は、2020年3月24日付で株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする金銭消費貸借契約を締結した。当該契約には、財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、多数貸付人の請求に基づくエージェントの当社に対する通知により、当社は全貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちに本貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき当社が支払義務を負担する全ての金員を支払う。なお、本契約における財務制限条項は以下のとおりである。

①当社は、本契約締結日又はそれ以降に終了する当社の各年度の決算期の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2019年3月に終了する決算期の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。

②当社は、本契約締結日又はそれ以降に終了する当社の各年度の決算期に係る当社の連結の損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純損益に関して、それぞれ2期連続して当期純損失を計上しないことを確約する。

なお、連結会計年度末における財務制限条項が付されている借入金残高は以下のとおりである。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	2,500百万円	2,500百万円
長期借入金	89,478	86,978

6 保証債務

当社は、下記の会社の銀行借入金等に対して保証を行っている。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
P. T. EMBLEM ASIA	468百万円	353百万円
ユニチカスパークライト(株)	298	260
尤尼吉可(上海)貿易有限公司	15	17
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.	119	—
計	902	631

※7 訴訟損失引当金の内容は次のとおりである。

前事業年度(2020年3月31日)

当社が、愛知県豊橋市(以下「豊橋市」)から1951年に譲り受けた工場用地を第三者に売却したことは、用地を譲り受けた際の契約に違反するとして、豊橋市住民が豊橋市長に対し、当社に対して損害賠償金の支払等を請求するよう求めていた訴訟の控訴審(当社は補助参加人として参加)で、2019年7月16日に名古屋高等裁判所は、豊橋市長に対し、2,094百万円の損害賠償金及び遅延損害金の支払を請求するよう命ずる判決を言い渡した。

なお、当社、豊橋市長及び豊橋市住民は、本判決に対し上告及び上告受理申立てをしており、当社は、本判決に基づき合理的に算出した金額を見積もり、訴訟損失引当金2,566百万円を計上している。

当事業年度(2021年3月31日)

該当事項はない。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	11,102百万円	11,520百万円
仕入高	16,511	14,790
営業取引以外の取引による取引高	14,290	13,028

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度24%、当事業年度24%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度76%、当事業年度76%である。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
賞与引当金繰入額	563百万円	550百万円
退職給付費用	469	475
減価償却費	618	518
運送費及び保管料	3,183	3,164
賃金	2,872	2,935
技術研究費	3,204	3,200

※3 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上している。

場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)
京都府 宇治市 (ユニチカ株式会社 産業繊維事業部)	機能資材事業	建物、構築物、機械及び装置	102
愛知県 岡崎市 (ユニチカ株式会社 産業繊維事業部)	機能資材事業	建物、構築物、機械及び装置他	726

当社は、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別にグルーピングを行っている。

当事業年度において、収益性が低下した事業用資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値にて算定している。使用価値は将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定している。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式21,215百万円、関連会社株式261百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していない。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式20,779百万円、関連会社株式261百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式	1,247百万円	1,719百万円
貸倒引当金	3,367	3,916
投資損失引当金	7	1
賞与引当金	316	323
退職給付引当金	4,001	4,283
訴訟損失引当金	785	—
減損損失	1,359	1,602
税務上の繰越欠損金	4,291	3,379
その他	886	830
繰延税金資産小計	16,262	16,056
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,736	△2,941
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△11,247	△11,895
評価性引当額小計	△14,983	△14,837
繰延税金資産合計	1,278	1,219
繰延税金負債		
退職給付信託	△573	△555
土地	△9,704	△9,704
その他有価証券評価差額金	△159	△211
その他	△0	△0
繰延税金負債合計	△10,438	△10,473
繰延税金資産・負債(△)の純額	△9,160	△9,253

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
加算永久差異	△5.4	2.0
減算永久差異	0.5	△2.3
住民税均等割	△1.2	0.5
繰延税金資産に対する評価性引当額増減	△33.2	△5.0
税額控除	5.1	△4.8
寄附金損金不算入額	△12.0	0.1
その他	0.9	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△14.8	20.9

(重要な後発事象)

該当事項はない。



## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	5,494	502	186 (114)	509	5,301	25,930
	構築物	1,217	226	21 (16)	114	1,307	5,822
	機械及び装置	9,352	2,515	1,004 (678)	1,671	9,193	87,858
	車両運搬具	30	11	0	8	32	299
	工具、器具及び備品	804	211	33 (19)	254	727	4,813
	土地	54,203 [6,905]	0	515 [29]	—	53,687 [6,934]	—
	リース資産	77	6	—	25	58	444
	建設仮勘定	1,260	4,054	3,465	—	1,849	—
	計	72,441 [6,905]	7,528	5,227 (827) [29]	2,584	72,157 [6,934]	125,167
無形 固定資産	ソフトウェア	—	—	—	450	1,817	—
	その他	—	—	—	1	8	—
	計	—	—	—	452	1,825	—

(注) 1. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額である。

2. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の[ ]内は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額である。

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	11,005	1,944	149	12,800
投資損失引当金	25	—	21	4
賞与引当金	1,038	1,058	1,038	1,058
役員賞与引当金	—	9	—	9
訴訟損失引当金	2,566	—	2,566	—

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

## (3) 【その他】

該当事項はない。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式100株、A種種類株式1株、B種種類株式1株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 なお、電子公告は、当社ウェブサイト ( <a href="https://www.unitika.co.jp/ir/notice/">https://www.unitika.co.jp/ir/notice/</a> ) に掲載している。
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していない。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

#### (1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第210期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月26日近畿財務局長に提出

#### (2)内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月26日近畿財務局長に提出

#### (3)四半期報告書及び確認書

（第211期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月12日近畿財務局長に提出

（第211期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月12日近畿財務局長に提出

（第211期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日近畿財務局長に提出

#### (4)臨時報告書

2020年6月26日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書である。

2020年6月29日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書である。

2020年10月1日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書である。

2020年10月2日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書である。

2021年5月17日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書である。

#### (5)臨時報告書の訂正報告書

2020年10月22日近畿財務局長に提出

2020年10月2日提出の臨時報告書（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に係る訂正報告書である。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

ユニチカ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊東 昌一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安田 秀樹 印

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユニチカ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニチカ株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>ユニチカ株式会社の連結財務諸表上の当連結会計年度末の有形固定資産残高は103,010百万円であり、当該金額は、総資産の54%を占めている。</p> <p>会社は、連結損益計算書及び【注記事項】（連結損益計算書関係）※8減損損失に記載のとおり、当連結会計年度において有形固定資産に係る減損損失を3,397百万円計上している。</p> <p>会社による固定資産の減損損失計上要否の判断過程については、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載しており、当該判定を実施した結果、当連結会計年度において連結子会社である大阪染工株式会社（以下；「大阪染工」）、ユニチカ株式会社産業繊維事業部（以下；「産業繊維事業部」）及びTHAI UNITIKA SPUNBOND CO.,LTD.（以下；「TUSCO」）に減損の兆候があると判断している。このうち、TUSCOについては減損損失の認識は不要と判断し、大阪染工及び産業繊維事業部については有形固定資産に係る減損損失を計上している。</p> <p>（大阪染工）</p> <p>大阪染工は織・編物の染色・整理加工を行っている繊維事業セグメントに属する連結子会社であり、新型コロナウイルス感染症の影響等による業績悪化に伴い、当連結会計年度において減損損失を2,553百万円計上している。</p> <p>会社が大阪染工の減損損失の測定にあたり使用した正味売却価額は不動産鑑定士から入手した不動産鑑定評価額を基礎として算出しており、不動産鑑定評価額の検討については、専門的な知識が必要となる。</p> <p>（産業繊維事業部及びTUSCO）</p> <p>産業繊維事業部は主にポリエステルを中心とした繊維資材の製造販売を実施している機能資材事業セグメントに属する事業部であり、製造コスト上昇及び新型コロナウイルス感染症の影響等による業績悪化に伴い、当連結会計年度において減損損失を829百万円計上している。</p> <p>TUSCOは不織布の製造・販売を行っている機能資材事業セグメントに属する海外連結子会社であり、当連結会計年度末の有形固定資産計上額は1,622百万円である。</p> <p>同社は、前連結会計年度において減損損失を1,043百万円計上しており、引き続き減損の兆候が認められる。</p> <p>会社が、産業繊維事業部及びTUSCOの減損損失認識の判定ないし減損損失の測定にあたり使用した将来キャッシュ・フローは経営者により承認された3ヵ年の製品販売計画を基礎とし、主要な資産である製造設備の経済的残存使用年数の範囲内で見積もったものである。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、将来の販売数量拡大となっており、経営者による主観的な判断の程度が大きい。</p> <p>以上の理由により、当監査法人は減損損失の測定にあたり使用した大阪染工の正味売却価額の評価及び、減損損失認識の判定ないし減損損失の測定にあたり使用した産業繊維事業部、TUSCOの将来キャッシュ・フローの見積りの評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、減損損失の測定に使用した大阪染工の正味売却価額及び、減損損失認識の判定ないし減損損失の測定に使用した産業繊維事業部、TUSCOの将来キャッシュ・フローの見積りの検討を実施するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 減損の兆候判定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</li> <li>● 減損の兆候ありと識別された固定資産についての将来キャッシュ・フローの見積りに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</li> </ul> <p>（大阪染工）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 正味売却価額算出に際して会社が入手した不動産鑑定評価について、監査法人内部の不動産鑑定評価専門家を利用し、不動産鑑定評価の適用手法及び採用された標準的な土地単価、個別補正率、建物再調達原価、建物減価率、一体増減価率等を検討した。</li> </ul> <p>（産業繊維事業部及びTUSCO）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来キャッシュ・フローについては、その基礎となる経営者によって承認された3ヵ年の中期経営計画との整合性を検討した。</li> <li>● 減損損失認識の要否を判定するために将来キャッシュ・フローを見積る期間として採用した資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数を検討した。</li> <li>● 将来キャッシュ・フローの基礎となる3ヵ年の製品販売計画の主要なインプットである販売数量については、経営者と議論するとともに、顧客毎の受注状況を検討した。</li> </ul>

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ユニチカ株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ユニチカ株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

ユニチカ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊東 昌一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安田 秀樹 印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユニチカ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第211期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニチカ株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>ユニチカ株式会社の財務諸表上の当事業年度末の有形固定資産残高は72,157百万円であり、当該金額は、総資産の41%を占めている。</p> <p>会社による固定資産の減損損失計上要否の判断過程については、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載しており、当該判定を実施した結果、当事業年度において当社産業繊維事業部（以下；「産業繊維事業部」）に減損の兆候があると判断している。</p> <p>産業繊維事業部は主にポリエステルを中心とした繊維資材の製造販売を実施している機能資材事業セグメントに属する事業部であり、製造コスト上昇及び新型コロナウイルス感染症の影響等による業績悪化に伴い、損益計算書及び【注記事項】（損益計算書関係）※3減損損失に記載のとおり、当事業年度において有形固定資産に係る減損損失を829百万円計上している。</p> <p>会社が産業繊維事業部の減損損失の測定にあたり使用した将来キャッシュ・フローは経営者により承認された3カ年の製品販売計画を基礎とし、主要な資産である製造設備の経済的残存使用年数の範囲内で見積もったものである。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、将来の販売数量拡大となっており、経営者による主観的な判断の程度が大きい。</p> <p>以上の理由により、当監査法人は減損損失の測定にあたり使用した産業繊維事業部の将来キャッシュ・フローの見積りの評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、減損損失の測定にあたり使用した産業繊維事業部の将来キャッシュ・フローの見積りについて連結財務諸表に関する監査上の主要な検討事項「有形固定資産の減損」に記載の産業繊維事業部に対する監査上の対応を実施した。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【会社名】	ユニチカ株式会社
【英訳名】	UNITIKA LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上埜 修司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はない。
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【縦覧に供する場所】	ユニチカ株式会社東京本社 (東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当社の東京本社は、金融商品取引法上の縦覧場所ではないが、投資家の便宜のため縦覧に供している。

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長上埜修司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社13社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社15社及び持分法適用会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している11事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4【付記事項】

該当事項はない。

## 5【特記事項】

該当事項はない。